

第百十六回国会 参議院農林水産委員会會議録第五号

平成元年十二月五日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

十一月二十九日

会田 長栄君
井上 哲夫君

補欠選任

細谷 昭雄君
笹野 貞子君

十一月三十日

猪熊 重二君
笹野 貞子君

補欠選任

鶴岡 洋君
井上 哲夫君

十二月一日

猪熊 重二君
鶴岡 洋君

補欠選任

猪熊 重二君
鶴岡 洋君

十二月四日

鶴岡 洋君
紀子君

補欠選任

猪熊 重二君
紀子君

十二月五日

林 紀子君
菅脱タケ子君

補欠選任

林 紀子君
菅脱タケ子君

十二月五日

菅脱タケ子君
林 紀子君

補欠選任

林 紀子君
菅脱タケ子君

委員

青木 幹雄君
熊谷太三郎君
鈴木 貞敏君
高橋 清孝君

衆議院議員

修正案提出者
農林水産大臣
農林水産大臣

政府委員

農林水産省大臣官
農林水産省経済
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省食品
流通局長

農林水産技術会
議事務局局長

食糧庁長官
林野庁長官

水産庁長官

事務局員

常任委員会専門
員

説明員

厚生省生活衛生
局食品保健課長 野村 瞭君
厚生省生活衛生
局食品化学課長 内山 壽紀君
農林水産省経済
局統計情報部長 海野 研一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林水産政策に関する調査
(当面の農林水産行政に関する件)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六
回国会衆議院送付)

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、林紀子君が委員を辞任され、その補欠
として菅脱タケ子君が選任されました。

○委員長(仲川幸男君) 理事の補欠選任について
お諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっ
ておりますので、その補欠選任を行いたいと存じ
ます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないものと認めま
す。

それでは、理事に井上哲夫君を指名いたします。

○委員長(仲川幸男君) これより農林水産政策に
関する調査について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○一井淳治君 水田農業確立後期対策、転作等目
標面積が八十三万ヘクタールになっておりますけ
れども、これが決まっておるわけでございます。

米の需給の見通しについて、お米の消費は減る一
方、しかし減反しても反当りの生産は伸びるとい
う状況の中で、米の需給の見通しがどうなるか
ということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま一井先生から
御質問の後期対策の米の需給の見通しの問題でござ
います。この後期対策の期間中の米の見通しの
前提となります。平成元年米穀年度の需要量は
千十三万トンと見込まれるところでございます。

十月末の持ち越し在庫は百四十七万トンとなっ
ております。水田農業確立後期対策におきまして
転作等の目標面積を八十三万ヘクタールと決定
したわけでございます。この結果、後期対策の期間
の生産量につきましては、九百八十五万トン程度
になると見込まれるところでございます。

今後の需給量の減少をどういうふうに見るか
というの、この後期対策の米の需給量全体を占
う一番のキーポイントだと思っております。その
点につきまして、食料需給表という公表された
表がございまして、そういうものによりまして、
また他用途利用を除く米の需給量を引いた場合
の、過去の動きをこの四年ないし五年で見ても
場合でも、年平均減少率は十万吨前後という数
字を示しているわけでございます。もちろん、あ
る年におきましては十五万トン、六十二年の数字
は十五万トンという数字がございまして、また他
方、それを先行する一、二年におきましては五万
トンという数字がございまして、過去の経験から
見ましてならして見ますと、四、五年をとりま

と大体今申し上げましたように、十万吨前後というふうになるのが妥当かなというふうな思っております。なお、こういった数字はいろいろ食糧庁が持っておりますデータについても裏づけられるところがございます。この十万吨前後というのが一般的な御理解を得る数字じゃないかと思っております。

この数字をもちまして後期対策全体を見通してみますと、例えば需要拡大の運動の経過によりまして、年間九万吨というふうなことを置いておきますと、在庫が後期対策の終了時点で百三十万吨ぐらいになる数字かなと。それから今十万吨前後と言いましたけれども、例えば十二万吨、これは直近四年をとりまして十一万吨という数字が出るんですが、十一万吨というものを、年間需要が落ちていくんだということを前提にして考えますれば、期末の段階で百四十五万吨程度になる、そういった数字が得られるわけでございます。

いずれにしても、そういった数字が示される中で、米の全体の需給といったものは、本年置かれております段階とほぼ同じような数字が見通されるのではないかと、そういうふうにご考慮しておるところでございます。

○一井淳治君 もう一遍確かめますけれども、ただいま十万吨と言われたのは、後期対策の三年間に十万吨ずつ余っていくだろうという、私ちよつと聞き損なっているのかもしれないけれども、もつと余るのじゃないかという感じがしておるんですけれども。

○政府委員(浜口義晴君) この十万吨前後というのは、年間に米のトータルの需給が減っていくスピードのことでございます。年間に減るスピードでございます。

そういった場合に、先ほど前提いたしました現在の需要量というものを我々の数字といたしまして、千十三万吨と置いたわけでございますが、それをスタートといたしまして今後十万吨前後

年々減っていくというふうに一応見通してみますと、そういう数字になるということでございます。また、この点につきましては、先ほどやや重複して申し上げましたけれども、食料需給表という過去のデータを見ますと、ある年は確かに十万吨上回っている年がございますけれども、ある年は、例えば特に六十年代前半あるいは五十年代末あたりにおきましては、かなり需要の減が下回っていた、十万吨を下回っていたという時点がおりますので、毎年びったりということではありませんが、平均的に年間大体十万吨前後減っていくと見通すのが妥当ではないかというふうな思っております。

○一井淳治君 結局、需要と供給とあるわけで、後期対策の三年間に、毎年冷害や台風などがあれば別ですが、今のままであればどれくらいお米が余る見通しなのかということ、もう余り長くおっしゃらないで、簡単にその点だけをおっしゃっていただきたいと思っております。

○政府委員(浜口義晴君) 今の段階では、どの時点をとるかということではございますけれども、先ほど触れましたように、年間の、いわゆる平年の豊作とかあるいは不作とかということと比べて、平均的な平年の生産量は、八十三万ヘクタールの現状の規模の転作面積というものを置いた場合に、九百八十五万吨程度というふうに見ているわけでございます。

それに関連いたしまして、これは生産量でございますが、今の段階のごく最近の段階では一千万トンを超えているわけでございます。今は余るといっても、今の段階は少し生産の方が少ないかなと。ただそれは、先ほど言いましたのは中央の段階でございますので、後期対策に、末期になってまいりますと生産力がいわゆる需要と

いったようなものの上になる。とんとんで、先ほどのような計画全体の動きという形で期末を見た場合に、在庫というのは今と大体は同じようなところになるのではないかと、これを申し上げたわけでございます。ですから、単年度で今見る

ことあるいは平成三年度で見ると、どこでとるかという問題がございますが、期間中で大体同じぐらいの生産力と、それから需要量が大体均衡しているというふうにご理解いただいているのではないかと、このように思っています。

○一井淳治君 私どもは、全然農水省の見通しとは違っています。社会一般の方々が考えているのは私と同じだと思っておりますけれども、現在のままでは米が大幅に余っていくと思っております。毎年毎

年米が余っていつて、最後は米の過剰米がどれだけの数量になってしまつて、食糧制度は崩壊するのではないかと、このところまで行くんじゃないかという非常に強い心配を持っております。農水省の方はその心配がないというのでしたら私も安心いたしますけれども、新聞の社説を見ても、どの記事を見ましてもそういうふうなことが大体世間の見方じゃないかというふうな思っております。

私とすれば、農水省の方も率直にその点を見てもらいますと、そして需要拡大についても本格的に取り組んでいただきたいというふうな思っております。そうしないと、本場に私どもは農民を守る、日本の農村を守るためにこの大幅な減反に対しては反対してきているわけですが、もしも、成り行き任せでお進めになるんだつたら大変に農民にとって不幸な事態になりますので、もつと消費拡大について抜本的な見直しをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。簡単に結構でございます。

○政府委員(浜口義晴君) まず、需要拡大の問題については、我が国の基幹的な作目でもありますし、それから米の重要性から、先生御指摘のとおり、大いに需要拡大といった方向を行うことをやらなきゃいけないというふうな考えております。それが第一でございます。この点につきましては、科学的な分析等に基づきまして、どういう層において減っていくかといったような意味において、例えば若い女性に的を絞ったヤングレディ・ライスクッキング・コンテストというふうなことを

を大臣の御出席のもとで行っております。去る土曜日にございまして、大臣の御主張によりまして、料理の面から米の料理サミットというものを、宣言文もまとめさせていただいたわけですが、さらにまた、大きな国民的運動に結びつけるような展開を図っていくというふうな考えているところでございます。

第二点で、先生御指摘の点については、あくまでも成り行き任せということではございませんで、米が減少しているという実態というものを片方で見ながら、今御指摘のような需要拡大の努力をしながら、そういったものについて米のギャップというものを埋めるべく、八十三万ヘクタールに及ぶ作付転換、あるいはその地域の輪作農法の確立という御努力を農家の方々にやっていただいているわけでございます。そういう意味で、需給の科学的な分析のもとにおきます対応と、生産調整と申しますかあるいは作付転換と申しますか、あらゆる意味において水田の高度利用を図りながら、対策というのをやっていただいているというところを御理解いただきたいと思います。

○一井淳治君 時間がありませんので、これは前にもお尋ねはしたんですけれども、農水省の方で米が余らないという前提になれば、もうまともなお答えはいただけないと思っておりますけれども、しかし、食糧援助にやはり使うというのを考えていかないと、農水省が何と言われようとも、今のままではお米は現実的に余っていくと思うんですね。ですから、食糧援助にお米を使うということも本気で考えていただきたいというふうな思っております。

前回の質問に対しまして大臣の方から、FAOの余剰処理原則等があるから困難だということをおっしゃいました。これは外務省の方からみても、米を海外へ出すということを言いますと必ずその問題が言われるわけですが、しかし具体的な細かく検討すると、FAO余剰処理原則も必ず守らなくちゃならないような規定ではありませ

せんし、またこの余剰米対策にすれば有効な

方法が他にはないわけでございますので、やはり一挙にはいかないと思いますから、だんだんと食糧援助の方法というところをお考えいただきたいと思うわけでございますけれども、その点はいかがでございますようか。

○政府委員(浜口義廣君) 米による食糧援助の問題でございますが、前回について先生からの御指摘があり、外務省からの話もあったわけでございます。この点一番大きい点は、いかに水田の多様、多目的に利用するかという問題が根本にあるわけでございますが、先生御指摘のような、余った米を外に出すという考え方の根底におきまして、外務省等々申し上げたとおり、現実の国際情勢をどういうふうに認識するか。国の金に基づいてそういう米を援助という形で出すことについて、現在の置かれてある、ますます厳しくなっている米をめぐる国際情勢というものを話したんだらうと思います。

そういうような考え方に立ちまして、さらに現行の、先生御指摘のFAOの規定をどういうふうに読むとか、あるいはその他の援助規定をどういうふうに読むとかという問題はございしますが、そういう国際情勢にあわせて、さらに一回、そういうことを行う場合に現在の国際価格と日本の国内価格とのギャップ、大きな隔たりによります財政的な対応といったようなものをどうするかという問題があることを、私も十分考えていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

もちろん、世界のヒューマニズムといいますが、飢えた方々に余った米をどういうふうにするかというふうな発想について、私も根本的に否定をしてはいるわけでございせん、現にそういうものが水田農業確立対策の中でも、これまで、転作という微々たる形ではございすけれども、そういう善意のものに基づく対応というものが行われているわけでございます。ただ、それを大々的な形で、政府援助というふうなシステムという形でやることについては、私も現在の、特に米

をめぐる国際情勢におきまして、いろいろな意味での困難があるのではないかとこのことを申し上げたつもりでございます。

○一井淳治君 私申し上げたいのは、そういうふうにもう食わず嫌いと申すか、頭ごなしで検討しないという態度が間違っているということなんです。世界じゅうを見ましても日本とあと一國だけなんですね、自分のところの農産物を出さないのは、ですから、交渉のしようによつては、何も余っているからやめろというのではありませんし、日本の米を出すとすれば財政負担も大変な額になるわけで、非常に貴重なものを出すという立場で、食わず嫌いではなくて具体的に本気で取り組みをいただければ、もう成功するような感じがするから要望するわけでございます。

それから、これまで毎年二百三十五億ぐらいの消費拡大の予算を使っておられましたけれども、この際、抜本的に消費拡大策を見直していただかないといかぬのじゃないかということを痛切に感じます。

その問題と、それからもう一つは、日本酒の原料にお米を提供することができないかという点、二点一緒に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 一井先生御指摘のように、現在の米の消費拡大の中で公表してまいりました予算としての二百数十億の問題は、基本的にやはり学校給食の値引きの部分が圧倒的に多いわけでございす。私も、先ほどお答え申し上げましたように、いろいろな意味での試みを行っておりますが、大臣の指示によりまして、この需要拡大の財政的な問題等については、やはり本腰を入れて充実を図っていかなくちゃいけないという考えのもとに立つものでございす。また、引き続きそういう努力をしていかなくちゃいけないと思ひます。

さらに今の御指摘の、第二番目の日本酒の原料の拡大の問題でございます。

この問題につきましては、これまで自主流通米と政府米等により対応してきたところであります

けれども、六十二年度からアルコールの添加量の少ない、米消費拡大に結びつく純米酒、本醸造等の需要拡大を図るために、原料用に低価格の他用途米を導入して日本酒の原料としての米の消費拡大に努めているところでございす。過日、超党派で行われました憲政記念館におきます日本酒の拡大等もございまして、諸先生の熱意ある御指導に基づきまして、私もそういった意味におきまして、一時低迷しておりました日本酒というものが復活をしていく、特に純米酒とかあるいは本醸造、吟醸酒というふうな形で出ていくというふうなことで、これまた先生がごときの六月に、前長官に御質問があった点等も踏まえて十分検討をして、できる限りあらゆる積極的な分野といふものを利用拡大の面に見つけまして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございす。

○一井淳治君 銀座とか商店街には、最近非常に温かくて、焼いたばかりの香りの香ばしいパンが売られておりますけれども、あんなにいいパンがこればかりで思ひきりな例ですけれども、例えば銀座通りでおにぎりや売るとか、何かそういうたふふな思ひ切った消費拡大策をぜひともお願いしたいというふうに思ひます。

それから、転作物との関係ですけれども、ずっとこれまで助成が行われておるわけです。転作物物が定着できないという残念な事態があると思ひますけれども、もう少しこのところが何とかならないでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 転作物物の定着の問題につきましましては、全体としては根強い稲作志向の中、どういふふうな経営の中に取入れられていくかあるいは地域農業の中に位置づけられていくか、どういふ生産形態をとるか、販売条件をどういふふうに確保するか等々、もろもろの条件が絡んでくる話だと思っております。私も、今実行しております水田農業確立対策の推進に当たりましては、生産者なり生産者団体等の主体的な取り組みを基礎にしながら、地域輪作農法の確立等を通じ

まして、稲作転作を通ずる生産性の向上ということとを主眼に置きながら、その定着を図っていききたい、このように考えておるわけであります。

この結果、全国各地におきまして、麦だとか大豆とか飼料作物あるいは野菜といったようなもののはか、古くからその地域に伝わります特産物を見直したり、あるいは新しいものを入れたりといったようなことで、いろんな取り組みが行われておるわけでございす。

後期対策の推進に当たりまして、そういう意味では、地域農業なり個々の営農の中にきちんとそういった転作物を位置づけまして、その生産性の向上を図っていくことを主眼に置いて、その定着性の向上に努めていきたい、このように考えておるところでございす。

○一井淳治君 それから、現在の平均三割の減反の政策ですけれども、こういう政策では、大規模経営の移行が非常に困難になっている。せつかく広い土地を購入あるいは取得しても、三割を減反しなくちゃいけないというのでは大規模経営の意欲をそいでいるというふうに思ひますけれども、それについてはどういふような考えでしようか。私は、少しこの辺で思ひ切った対策が必要ではないかというふうに思ひます。

○政府委員(松山光治君) この対策の推進に当たりましての基本的な考え方としては、我が国の農業なり稲作を担う地域なり、担い手層におきまして流通いたします米の生産の大宗が担われることが重要である、こういう考え方、配分に当たりましては、その配分の配分をいたしまして、かなり地域によりまして格差をつけた配分を行っておりましてございす。また現場の市町村段階でもこの趣旨を踏まえまして、担い手層について配慮するといったような事例も見られるわけであります。

ただ、今御指摘のようなことで、大規模経営を目指す層についてだけ、極端に申し上げれば、転作の目標を配分しないといったような特別な措置

をとることで、全体としてうまくいくかどうかと申し上げれば、それはなかなか難しい話であろう。やはり考えてみますと、今の日本の水田農業をめぐり事情が一定の需給調整、転作をしながら、全体としての水田を有効に利用することが必要な事情にあるわけでありまして、将来の担い手としてやっていくという人であればあるほど、転作営農をうまく経営の中に取り込んだ形でひとつ頑張っていたらいい、こういうふうな我々としては考えておりますし、またそういう観点から助成金の扱いにおきましても、それなりの配慮を行ってきてもいいと思います。

○一井淳治君 次に、食品加工業に関連してお伺いをいたしますけれども、現在スーパーなどへ行きますと牛乳が多量に売られております。どちらかといえば、消費者の方が製造年月日にある程度こだわりを持っていてというふうに思います。牛乳と同時に豆腐も同じではないかと思えますけれども、しかし、最近では非常に包装とか衛生状態が改善されて、かなり日にちを置いておいても腐ることはないということがはつきりしているわけでございます。

しかし、現在の小売の、商取引の実情では製造日付に非常にこだわられている。そういったしますと、牛乳の販売店あるいは豆腐の製造業者などは、朝の一時、二時ごろから起きて仕事をせなさいいけないというふうなことがありまして、つくる側にとりまして合理化が非常に困難である。したがって、価格の引き下げがやりにくい。そこで働く労働者は、時間短縮の時代であるけれども、真夜中の深夜労働をやらないかぬというふうな非常に厳しい状況があると思います。したがって、衛生状態も非常によくなり、保存方法も改善されておられるにおきまして、この辺の何らかの対策を講じていただいた方がいいのではないかというふうな考えがあるものですから、質問する次第でございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) ただいま先生御指摘が

ありましたような実態につきましても、私も承知しているところでございます。

このことにつきましては、昭和五十九年から六十年にかかまして当日付牛乳、いわゆるDゼロ問題というふうなこともございまして、乳業工場におきます作業に無理を生じるというふうな事態が発生したために、厚生省が衛生的見地から事態の改善につき指導を行ったというふうな経緯があります。これを受けて、業界が適正化に努めているような状況でございます。

農林水産省といたしまして、生産者、乳業メーカー、販売業者から成ります協議の場で事態の改善が図られるように、牛乳処理体制の正常化の指導を行っているというところでございまして、今後とも必要に応じて実情に応じた指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(鷲野宏君) 一般論としまして、いわゆる食品の日付管理の問題につきましては、消費者の鮮度品質志向の強まりの中で、食品加工流通業界において関心が高まっておりますが、ただ、日付管理の行き過ぎは先生おっしゃるように、消費者をミスリードしまして、またコストアップを招くなどかえって好ましくない状況を招くというように考えておるわけでございます。

豆腐につきましては実情を調べてみる必要があると考えておりますが、いずれにしても、豆腐製造業者、小売店等の十分な話し合いの中で対応することが重要と考えておりまして、必要に応じて関係業界の話を聞いて指導を行うなど所要の対応を考えてまいりたいと思っております。

○一井淳治君 それから、これは畜舎や干し草の保存所等に関連してですけれども、こういったものについても建築基準法の建築基準が適用される。そのために畜舎等の建築コストが高くなつて、酪農製品の外国との競争で不利になっていくという観点から、私は、昨年の十二月六日の農水委員会におきまして、建設省に対して建築基準法の基準を考えるように、あるいは消防法上の基準を考えるようにということを農水省に要望するように

お願いをいたしました。それに対して時の局長さんが強く要請しておるといふような御回答もいただいておりますけれども、その点のようになっておりますでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 畜舎につきましては、建築基準法が適用になりますが、その条件緩和につきましては、例えば雪おろし慣行があるような場合には積雪荷重規制の緩和があり、それから防風林等の設置による風力圧規制の緩和等の緩和措置があるほか、また防火壁の設置義務の免除措置が講じられたというところでございます。私もできるだけ畜舎建設の低コスト化を図るということで、例えば畜舎の整備水準を必要最小限にする、あるいは自家労働力や古材なり、間伐材を利用するとかいうような形の中で、低コストの畜舎建築というものを積極的に推進することが重要であるというふうに考えております。昨年、先生から御指摘をされた点も踏まえながら、本年以降、各地におきまして関係省庁とも連絡をとりながらブロック会議を開催しまして、建築サイドを含めた関係者に対しまして、そういうような周知徹底を図っているというところでございます。

○一井淳治君 根本的な問題として、畜舎、これもいろいろ規格があるでしょうけれども、現に田舎の方で行われている畜舎程度のものは、建築基準法の適用外というふうな方向での御努力を要望しておきます。

次に、農業者年金に関連して質問をさせていただきますけれども、現在経営移譲年金が六十五歳未満で七十三万二千幾らということになっております。厚生年金の方は百十九万二千幾らというふうなことで、格段の差ができていくという、これは否定できないというふうに思います。農業者年金というのは、農民にもサラリーマン並みの年金というのを背景に生まれたという経緯がございまして、やはり農業に一生懸命打ち込んで、将来年をとってから不安定であるというふうなことであれば、農業の振興もできないというふうに思いますが、サラリーマン並みの年金水準を確保するた

めには制度の改善が必要ではないかというふうに思うわけでございまして、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 農業者年金は、国民年金の上乗せ年金として設けられておりまして、その給付水準は制度発足以来、国民年金の給付と相まって厚生年金並みとなるよう設定しておるわけでありまして、具体的には、当然加入の対象となります。農業経営者の平均的な所得を基礎といたしまして、厚生年金と同様の方式により算定した年金額を支給いたしておるわけでありまして、今後の給付水準につきましては、次期制度改正の中で、厚生年金並みの考えに立ちまして、適切な水準が確保されるよう検討してまいりたいと考えております。

○一井淳治君 農業者年金制度の特徴は、いわゆる社会保障的な要素が主であると思っておりますけれども、それに構造政策的な要素が加わっているというところにあるのじゃないかと思えます。この年金といふものは、農業者の老後の生活を守るといふ点に主眼を置くべきであるというふうに思いますが、やはりこの農業者年金は、社会保障的な年金ということで基本を通していただきまして、構造改革的な要素は別途補助をしていただくという方がすっきりするのじゃないか。そして、農民の老後の生活の安定というために、その方がいいのじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 昭和四十五年に発足いたしました現行の農業者年金制度は、年金の給付を通じまして、老後の保障の充実を図るということによりまして高齢農業者の適期の引退と、その経営の若く、意欲のある者への承継を誘導いたしました。それで生産性の高い農業経営の実現を図るというのを目的といたしました、いわゆる構造政策年金という形で発足いたしましたわけでございます。私もそういったしましては、こういうふうな本制度の仕組みは、やはり非常にうまく機能しているというふうに考えているわけでございます。

こうしたことを踏まえまして、本制度は今後とも構造政策的な側面と、それからまた、老後保障的な側面とを結びつけたものとしたしまして発展させていきたいというふうに考えておりまして、そういう観点から、現在その改善策を検討している次第でございます。

○一井淳治君 その場合にも、例えば経営移譲の相手方の違いによって給付の額に格差が出るとか、あるいはいろいろな事情によりまして土地を新たに取得して農業を再開した場合には、経営移譲年金が支給停止になるとか、そういういろいろな問題点がありますので、そういう問題点の検討は正しいことはよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、農民の方々が一番心配しておりますのは、昭和六十二年以降年金資産に手をつけられておる。このままでは、加入者が少ないのに、受給者がどんどんふえていつて年金財源が枯渇してしまうんじゃないかという心配がございます。これにつきましまして、早急に手厚い国庫補助制度をしていただきまして、農業者年金の基金の確保というのを何とかいいまして最優先としてやってみたらねばならないというふうに思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) この農業者年金制度は、先ほど申しましたように、構造政策年金という観点から、その政策効果に着目いたしまして、他の公的年金制度には類を見ないような国庫補助を行っているという状況でございます。ただ、先生御指摘のように、現在農業者年金の財政事情は、加入者が減少しているとか、受給者が増加するというような非常に厳しい状況にございまして、この財政の基盤を安定させるために、どういう点を改善すべきかというのをいろいろ検討いたしておりますけれども、この改善を図るためには、やはり加入者、受給者、それからまた国がそれぞれ一体となって改善を図るべきではないかという観点から、現在いろいろ検討している段階でございます。

○一井淳治君 早急に検討をいただきましたとして、農民が心配ないようにしていただきたいというふうに思います。

それからあと、農業者年金の財政基盤の問題につきましましては、加入者の促進、加入促進という問題がございます。被用者年金の通算措置の問題、特定保険料の適用拡大等々をうまく措置していただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、農業者年金の加入資格要件を改めていただきまして、専業的農業者の配偶者にも農業者年金が支払われるように、配偶者も加入できるような措置をお願いしたいというふうに思いますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 新規加入者の加入促進ということとは非常に重要なポイントだと思っております。私もいろいろ努力をしているわけでもございますけれども、今回の制度改正の検討の中でも、先生御指摘のような一定の被用者年金の通算措置とか、それからまた特定保険料の適用拡大とか、そういう点もいろいろ検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それから、配偶者についての加入の問題でございますけれども、この問題につきましましては、国民年金との関係とか、それからまた、配偶者を加入させる場合には特別の保険料を徴収するとか、そういういろいろな問題がございますので、これは慎重に対処したいというふうに考えている次第でございます。

○一井淳治君 次に、農業基盤整備の関連に質問を変えさせていただきますけれども、圃場整備についてはいろいろな問題がございます。農水省の方でもかなり負担軽減の対策を進めてくださっておりますようでございます。ここで、私申し上げたいのは一つだけなんです。融資を受ける場合に、土地改良をする関係農家が一括して連帯保証をしながら借り受けるという形になっておるというふうに思いますけれども、その関係している、土地改良をやっている農家のうちの一部の人が一括して

償還してしまいたいというふうな希望を持っている場合も非常に多いわけです。農家にも資力の優劣がありまして、全然融資を受けなくてもいい農家も少なからずあるわけです。特に、お年寄りの場合には、自分の代のうちに払ってしまいたいという希望も非常に強いように思います。

この土地改良の関係の融資に対しては、手厚い利子補給とかあるいは低利融資がなされておりました。経済的に余力のある人は払ってもらってしまえば、その低利融資分の手算は浮くわけですから、有効に国家予算を使えるのじゃないかという考え方も出てくると思えますけれども、そのあたりのことはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 土地改良事業の補助事業につきましては、国、県等の補助金を除いた補助残部分、いわゆる地元負担の部分につきましましては、農林漁業金融公庫からの融資を行っているわけでございます。この融資の繰り上げ償還につきましましては、事業実施地区の実情とか、それから土地改良負担金の状況等を勘案いたしまして、農林漁業金融公庫が妥当と認めた場合には、繰り上げ償還を行っていただいているという実情でございます。最近では、繰り上げ償還の実態がかなりふえているというふう聞いています次第でございます。

○一井淳治君 土地改良の問題は、農民個々の問題、私的な問題ではなくて、今や国の事業ということで、農水省としても、農民を助けるという意識がなくて、もう自分がやらなくちゃいけないんだという立場で一層前進していただくことを希望いたしますので、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○谷本義君 中山間地域活性化対策と、それから前回時間が不足いたしましたので十分聞くことができなかった食糧問題、食糧安保の問題等について伺いたいと存じます。

まず初めに、中山間地域活性化対策問題であります。

人が亡くなりますと、町場でも、近所、隣が集まりまして葬式を出すわけですが、中山間地域に参りますとお葬式も出すことができないという限界集落が異常にふえてきております。そうしたところの川下の町場では、川上の村が過疎化すると川下の町は、雨が降ると激甚災害に見舞われる、からから天気が続くと水不足に見舞われるという話が最近非常に多くなつてまいりました。その中山間地とその周辺で今どんな問題が起きてきているか。一つの問題は、不耕作地が異常にふえ始めているということでもあります。中山間地帯における不耕作地がどの程度あるか行政当局はつかんでおるのかどうか、初めにその点を伺いたいと存じます。

○説明員(海野研一君) 中山間地帯と申しますのは、はっきりした定義があるわけではございませんけれども、私もこれまで用いてまいりましたいわゆる経済地帯区分、都市近郊とか平地農村とかいうその区分で農山村と山村について見てまいりますと、これは昭和六十年のセンサスで、耕作放棄面積が、農山村で二・九四%、山村で三・七%ということでございます。まして、全国平均ですと二・一二%でございますので、これらに比べてかなり高いというふうな数字が出ております。

○谷本義君 今伺った数字ですと、まるで実態とはかけ離れた数字であります。私どもの農民運動をやっておる仲間が県会などでも随分この問題で質問している例が多いのでありますが、実態とは、かなり低い数字しか出てこないというふうな状況が一般的であります。こうした中山間部の場合で申しますと、例えば土地改良をやった土地、ただでもらい手が最近はないんです。買入手がないどころか、ただでもらい手がいないという状況になってきております。土地改良をやりましていうと当然償還金がつきますから、そのためにそういう状況が起こつておるというふうな状況があるわけでありまして。

私から改めて申し上げるまでもなく、「八〇年代の農政の基本方向」で食糧安保ということが強

調査され、そして担い手と農地の確保ということが強調されておりましたが、これが両面から崩れてきているわけであります。

中山間対策をやる場合に、そうした人の問題、農地の問題、実態把握はやっぱり正確にやっていくことがまず大事だと思うんですが、その点今後やっていただけるかどうか、そこはどうでしょうか。

○説明員(海野研一君) ただいま申し上げました耕作放棄面積と申しますのは、あくまでも耕作放棄でございまして、少し手を加えれば耕地に戻り得る状態でございまして、相当年限にわたって放棄されている状態で、原野になっているようなものが入っていないということでございます。このような問題につきましては、今後中山間地帯対策との関係で一体いかなるものを調査していくか、今後検討させていただきたいと思っております。

○谷本議員 十分な検討をされるように、ひとつお願いをしておきたいと思っております。

それから、中山間対策をやっていく場合のもう一つの前提的要素として、農業生産における生産費の格差が平場の場合とどの程度あるのか、これをやはり把握する必要があると思っております。

米の値段で言いますと、戦前の場合、食糧制度がでる前の米の自由市場時代で申し上げますと、必要量限界生産費で当時の生産者米価は決まっていたと、こう申し上げてよろうと思うのです。当時の生産費と生産者米価とを対比しますと、おおむね一・七倍から一・九倍の米価が実現されていた。そういう状況のもとでは中山間部でも米づくりが可能でありました。米をつくりながら山の作業をやるということが可能な条件があったわけでありまして、ところが、最近の状況で言いますと、米の消費減退に伴う過剰圧力、そしてまた、良質米と非銘柄米の値開きがひどくなってきたといったような状況の中から、中山間の場合は米の生産をやっても引き合わないという状況になってきているわけであります。

米の生産費調査では、これまで階層間の生産費の格差というのについて行政当局は熱心に調査を出してくれているわけですが、もう一つの大きな問題は、地域別に米の生産費がえらぐ違う、この状況が余り明らかにされてこなかったわけでありまして、中山間対策をやっていくには中山間部の米の生産費、これをしっかりとやっぱり把握する必要がありますかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○説明員(海野研一君) このところ、特に先ほど申しました経済地帯区分、市町村単位で押さえております関係で、市町村が大きくなるのに伴いまして、どうしても必ずしも地域間の動きをうまくあらわせないというところで、先ほど申し上げました例えば農山村、山村で見ても、第一次生産費で全国平均に対して五%高とか七%高というようなことでございまして、逆には、逆に都市近郊でありますとか平地農村であるとかいう市町村であっても、そういう不利な地帯を抱えているものから、全体、その辺を平均してうまく出ないとかいうことでございまして、この辺のところ、どのような工夫ができるか、これも今後検討していきたいと思っております。

○谷本議員 その点、ひとつ篤とお願いを申し上げておきたいと存じます。

次に、来年度の予算と絡みまして、「中山間地域の活性化対策等について」という文書を私にいただいておりますが、この第一項を読んでもみますと、

中山間地域については、国土保全や水資源のかん養といった重要な役割を有している一方、地域的、社会的ハンディのために近年その活力が急速に失われてきている。

このことが、国土の均衡ある発展を図る立場からも看過し得ない状況となっており、当該地域の振興を図ることが強く求められている。というふうに述べられております。そして、平成二年より付加価値の高い作物づくりや生活環境の整備、就業機会の確保、そして農山漁村活性化特

別対策の創設を行っていくこととともに、緊急対策として三項目挙げられておるわけであります。

これは、大変大きな農政上の一歩前進というふうに申し上げてよろうかと存じます。今までの日本の農政は、農業を農業生産面からしかとらえてこなかったのではないかと、これに対してこの新しい対策なるものは、農業とは国土の管理人としての農業、田園と環境を守る庭師としての農業、リサイクル可能な資源で、その保全が地球環境の保全にもつながるというような観点というものが、この中に私はあるのではないかと申すのです。中山間地域活性化対策は、その意味で農政の発想を変える重要な契機をなすものだ、こんなふうに見てよいのではないかと申すのです。

そこで伺いたいと思っておりますのは、この活性化対策案について、まず第一点として、中山間地とは何か、定義の問題ですね、ここがどうなのかということが第一点。

それから、二つ目の問題として、対象地域についてなぜ中山間等に限定をしたかということでありまして、というものは、環境保全ということから言いますと、もちろん中山間農業は非常に大きな役割を果たしておるのであります。同時に、平場の場合にあつても似たような状況があるのではないかと考えるからです。例えば、都市農業がそうでありまして、埼玉県のある市では、水田をつぶさないために農家に對して減反をやるな、やるなら他用途米をつくってくれ、つくった他用途米に対して政府米価との差額を補助するということを行っておる市が、そういう市。市の当局者の話を伺いますと、そうしていかないと地下水が上がる、地盤沈下が始まる。でありますから、少々の差額補助をやっても長い目で見たら、その方がつり合いがとれるのでありますという話を私も伺っています。

都市の水田農業は、洪水の調節、地下水の涵養、地盤沈下、そして防災、子供への生きた教育の素材等々重要な役割というのがあるものであります。で、こうしたところについても、やはり一定の対象にしていく配慮があつていかなければならないのかというふうに私は思っております。

さらにまた、通常の平場の純農村部の場合でも、この活性化対策の対象となるのは、恐らく過疎地じゃないと対象にならないのじゃないかと思うのであります。平場の場合でも限界生産地などの場合で、やはり同じような観点に立って対象にすべきところというのが私は結構あるのではないかと申すのです。その点、いかがですか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 中山間地域の対策につきましては、今先生御指摘のように、いろんな立地条件その他から過疎化が進み、その地域の活性化といえますか、進展は重大な問題になっておるわけでございます。やっぱり私も農水省が対策をやる場合に、中山間地域に置かれております資源、特に農林水産資源を活用してやっていく、さらにその際に、単なる一次生産物じゃなくて加工度を高めていくとか、それと合わせまして農業あるいは林業が果たしている役割を十分に発揮するということ、これが対策の視点になるということで、来年度予算あるいはそれ以前に、そういう機会がありましたらそういう方面での対策をやりたいというところで、今先生からお話がありましたようなことを中心に、来年度予算あるいは今年度のそういう機会も含めまして考えているわけでございます。

ただ、地域につきましては、必ずしも一義的な定義がないということでありまして、概して言いますと、平たん地域とは異なつて地形的にはまとつた平たんな耕地が少ない、あるいは傾斜地が多いとかあるいは森林が多い地域であるというところ、今言いましたように、農林業を基幹産業として得る地域ということととらえていく必要があるのではないかと。ただ、法制化その他になりますと、いろいろな問題、そういうことがあるので、まだ最終的な詰めは、これから予算の段階で具体的に詰めていくわけでございます。

ども、振興山村地域でありますとかあるいは過疎地域とか、そういうのが中心になってくるのではないかと、そういうふうに考えているわけでござい

それから、地域を限定しました理由というのは、やっぱり農業政策自身、農業生産を主軸に置きながら、農業の持つておる機能を十分に発揮するというところにあるかと思ひますけれども、特に中山間地域が、そういう中で立地条件では不利な面がある。ただ、日本のように高密度社会で、例えば基幹的な道路がつけば、南北に長く横たわり、標高差があり、気象条件がそれぞれ異なるということ、野菜とか果樹とか極めて消費性の高い生産の展開が可能な地帯もあるわけでござい

けれども、そういうところを中心にやっていく。それで、対策につきましても、平地地帯の採択条件があるいは異なってくるか、そういうふうな点で中山間地帯に特有の対策をやっていくというふうなこと、あるいは諸般の問題を考へまして、今回の対策におきましては中山間に施行するというところで考えているわけでござい

○谷本 貴君 中山間地域活性化対策の中身の問題と関連をいたしまして、大臣に若干要望を申し上げたいのであります。

要望を申し上げたいというこの第一点は、自治体の自主的な事業を強めることができるような方向、これをひとつ強化していただきたいということでありま

○%県がその事業について補助いたしましょう。土地改良の場合には、さらに当該市町村が二五%の補助を行ないたいということにしているわけでありま

農集団が主体になってやってくさいというふうなことにしておるわけでありまして、土地改良で見ても、三世代一ヘクタール以上ま

例えは岩手県の沢内村の場合でありますけれども、この西和賀農協では、山村でありまして豪雪地帯であります。この豪雪という条件を逆手にとりながら、生産物の時差出荷をやっているわけ

○谷本 貴君 中山間地域活性化対策の中身の問題と関連をいたしまして、大臣に若干要望を申し上げたいのであります。

そういう意味で、やはり自治体農政の強化ということが大事になってくるだろうと思つて、このこと

といひますか、知恵ある農政の展開、これと不即不離の関係でなくや

それからもう一つの問題は、この中山間地域の活性化対策等、これだけでは中山間の農業がよみがえるとは私には思われ

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生申されたとおり、地域それぞれのようにして活性化を図っていくかという

ですから、いかにして自主的に、それぞれの地域の資源の特性を生かしなが

後段の先生からの御質問の件につきましては、まさしくこれからの中山間地域、条件に恵まれないところに対してどう施策を講ずるかという基本

的な問題等々でもござい

○谷本 貴君 それでは続いて、前回時間不足で十分聞けなかつた食

そこで、政府米の数量を四割程度にふやしていくという

○政府委員(浜口義晴君) 先生から御指摘の問題は、一つは、現在の自主流通米と政府米の役割の

私の前回の答弁におきまして、一つの要因と

質米について高い価格で売れるといったような仕組みがあることが、一つの前提であらうかもしれないということ。もう一つは、具体的な意味において農家の方々が、そういうような自主流通米の生産といったような形に、生産からだんだんと切りかえておられるというような生産の動向ということも大きいものだというふうに考えております。

さらにもう一つ、私どもの行政指導といったような中におきまして、そういうような動きとしまして、自主流通米の比率を先ほど先生御指摘のような四割の方向、政府、六割の方向にということを進めてきたという、そういう行政の実態があるということも事実でございます。

そういうことを勘案いたしまして、やや結論を先に申し上げますと、私どもはいろいろな会合等におきまして昨今いろいろ皆と議論をしていてるところでございますが、現在の置かれております政府管掌米は、先生御指摘のように、片や良質米と言つては語弊があるかもしれませんが、自主流通米、片や安定的な供給を要するという政府米の二つによって大きく分けられておりまして、逆に大きく分けられるところでそれぞれのメリット、自主流通米はより市場原理に対応するという形、あるいは政府米は安定的供給というものを追うというふうな面はございますが、それぞれの特色はそういうことでございますが、逆に二つはそれぞれ裏腹の関係になつていくわけでございます。

そういう意味で、私どもは、地域の実態に応じましてそれぞれの対策を図りつつ、その計画を十分練りながら政府米の役割を果たすべき部分を集荷する。自主流通米の部分については十分農家の方々の納得を得るような形で、その部分についての、自主的な出荷が行われるようにするというところになるのではないかとこのように思っております。

そういった全体の観点の中から、具体的な意味で価格差ができていく部分についてどういうふうな対応をするのかという問題が出てくるわけでは

ございません。現に自主流通米が政府米に比べて相対的に値段が高いというのは、一面その地域においてその需要が高くなつていく、あるいは良質米である、おいしいといったような特性に基づいて出でていく価格の形成の自然な姿であるかもしれないわけではございません。そういう全体の構図を見ながら、価格対策について要すれば検討していく必要があるだろう。今のところは私どもはむしろ、先ほど申し上げた中で第三番目の点を申し上げましたけれども、私どもはいたしましては、十分そういうふうな各地域におきます個別の動きというものを把握しまして、それで農家の方々の、適正な計画をつくるべきではないかというふうな思つておるところでございます。

現にこういうふうなものは、私どもの食糧、自主流通米制度を四十四年から導入されて、新しい局面というふうな認識をしております。それに応じた計画の立て方とかあるいは指導のあり方といったものも、十分農家の方々の納得を得た上で行われるべき対応の時代というふうな考えでございまして、価格だけを申し上げたというふうにお受け取りになられたように思ひますけれども、現時点におきまして私どもの考え方は、やはり計画性あるいはそういう指導の問題、あるいは議論をしていく過程の問題といったようなところに深くかかわつていくのではないかとこのように思つておるところでございます。

○谷本義君 次は、食糧安保の問題について伺いたいと思ひます。

前回「八〇年代の農政の基本方向」では、食糧安保ということが強調されているが、「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」では、それが欠落してはならないかということをおの側から質問申し上げたところ、鶴岡官房長から「八〇年代の農政の基本方向」における食糧安保、その趣旨はもう今日といえども毫も変わっていないと、大変すっきりした御答弁を伺うことができた。そこで伺いたいと思ひますのは、この食糧と備

蓄との絡みの問題であります。「八〇年代の農政の基本方向」では、「米については、平素からその流通ルート特定し、公的に管理しておき、いかなる食料需給事情の下でも米の円滑な供給が確保できる仕組みを維持しておく必要がある。」というふうに述べております。「八〇年代の農政の基本方向」が述べているこの点、この趣旨、毫も変わっていないかどうなのかということをおまづ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 前回もお答えしました。が、今先生御指摘のとおりでございます。農政の基本的な役割というのは、国民生活にとつて、最も基礎的な物資であります食糧を安定的に供給していくということにあるかと思ひます。農政審議会につきましては、確かに食糧安保と言葉自身は特記はされておきませんけれども、そういう認識のもとに食糧の安定供給を図っていく、また不測の事態に対応できる能力を備える、長期的には食糧供給力を確保していく、そのために平素からすくねた担い手でありましてとか優良農地、水資源の確保や技術の向上等に努める。それからまた、輸入の安定といひますか、日本でもできない、国内でできないものについては輸入の安定を図る。さらにまた、短期的な変動に備えて備蓄等に努めていくというようなことが指摘されているわけでございます。そういう方向に沿つて農政を進めていくわけでございます。

○谷本義君 官房長、前回浜口長官からも私の質問に答えていただいたやつです。食糧問題です。ね、政府米というのは、これは三類を中心とした下支え価格ということが述べられており、そして自主流通米については良質米志向にいたして、市場原理によつて対応していくというのが自主流通米の役割だということがお話があったわけでありまして、つまり機能分化ということでありました。

現実の問題として、六割以上が市場原理にゆだねた状況の中で、しかも自主流通米の量が異常にあふれる、それを六割まで抑えるということは大変だということな状況に、今なつてきておるわけでは

ありまして、食糧制度、どうやら間接統制も同然のような状況になりつつあるのではないかと懸念されておられるわけでありまして。

そういう中で、食糧安保論のいろいろある「不測の事態」といふのは、国内の生産の目減りもさることながら、海外からの供給変動あるいは大地震等の災害、こうしたものなども含めて、それを想定して安全保障体制をつくらねばならぬということが言われておるわけでありまして、そういう意味で言うならば、どうも今の食糧制度のあり方というのが、果たしてそういう不測の事態が生じた場合に対応でき得ないような事態になつていくのじゃないか、こう思われておるわけでありまして、その点いかがですか。

○政府委員(浜口義雄君) 先生の御指摘の点に食糧に關連する部分でございます。その部分に關連してありますので、私の方から答えさせていただきますかと思ひます。

この点は、やはりどういふふうな考えていくかということにつきまして、同じ農政審議会のことしの六月に出された報告におきまして、基本的に、繰り返すようでございますけれども、現行の食糧制度の根幹を維持しながら対応していくのだという方針であることを再三私ども申し上げてきておるわけでございます。具体的なくだりについては、もう先生御案内のとおりでございますが、政府米については、年間及び全国を通じて安定供給を確保するために必要な数量を政府が直接買入れまして、保有し、売り渡す必要があるということを書かれておるわけでございます。

また、この場合一つの技術的な面、論でございますけれども、この場合、備蓄として、作況変動に見合う程度の、最小限度のものを保管するといふふうになりますれば、持ち越し米のみの売却をするということになり円滑な売買操作ができなくなる、いわゆる回転操作という形で、この中を政府米の役割を十分円滑に達成するために一定量のものを保持するという提言がなされておるわけでございます。私どもは、そういう提言ということと全く

同一でございます。先生御指摘の現在の状況から自主流通米へのシフトのスピードが高まってきておるということについては、先ほどるる申し上げましたように、前回の農政審の報告の精神あるいは食管法目的というものに沿ひまして、十分計画を練りまして、そのもとにおきまして、国民の各位に安心をしていただく安定供給の役割をしていきたい、そういうふうにご考慮しておるところでございます。十分その点をも配慮いたしまして、食管制度が、食管の法律が目的としております機能を今後とも十分確保するように、私ども努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○谷本銀君　今長官のお話にも出てまいりました
備蓄の問題について、もう一つ伺っておきたいと
思います。

「八〇年代の農政の基本方針」では、「全量を回転・更新するという仕組みを原則としているが、この仕組みでは、大量の古米を消費者に供することとならざるを得ず、実情にそぐわない」ので「見直し検討を行う必要がある。」というふうに述べております。

この考え方が変わっていないとするならば、米の備蓄、これを現在本当にやっているのかどうなのか。それからまた、ここで述べている回転備蓄だけではなくて、棚上げ備蓄、こういうものもこれまで検討されてきているのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(浜口義晴君) 同じ農政審の報告ではございますが、先ほどお答え申し上げましたように、今回の農政審の報告は、前回の報告の基本的な路線の上に、具体的な米管理の問題について提言を行っているというぐらひでございまして、そののちくだりは、「作況変動に見合う程度の最小限のもの」とし、これを備蓄として保管するとすれば、持越米のみの売却となり円滑な売買操作が期し難い上、」というぐらひがございます。先生御指摘のような棚上げ備蓄といったようなものにつきますので、当初から棚上げにする備蓄であるということ

になりますと、いろいろそれに係る財政的負担、国民的損失といったようなものが考えられますので、私どもとしたしましては農政審報告の御提案のとおり、やはり回転備蓄といったような形で十分政府米の役割を果たすのが妥当だ、正しいというふうに考えております。

そういう意味で、国民の皆様の多様な要請と
いったようなものを自主流通米の運営と相呼応い
たしまして、政府米の役割を果たしていかなけれ
ばならないのではないか。その場合は、あくまで
も棚上げ備蓄ということでありまして、やはり
回転備蓄という現行のことで行うべきである。
そういう意味におきまして、持ち越しの規模の議
論がされておりますけれども、私どもは、期末の
持ち越し在庫の中に備蓄の考え方も入っていると
いうふうに考えているところでございます。

○谷本總君 古米の持ち越し量で言うならば、百万トンを下限として百五十万トンを上限とするというような考え方は以前から出されてきておるみたいですが、これは国内の作況変動に耐えられる量というところで出されてきた数字であり、得ます。食糧安保論が言うこの備蓄というのは、そういうものではなかったのではないのか。

先ほど申し上げましたが、海外からの供給麥動、例えば麥の輸入が途絶えたというふうな場合には、今度は米の消費量がふえてくるわけであり、ますから、そういう点からいえば、どうも百万トンから百五十万トンということでは、これまで言われたところの食糧安保論からするならば、それに耐え得るような数字とは言えないのではないのかというふうな私には思えてならぬのであります。でありますから、当然のこととして食糧安保論を言うのであるとするならば、それは回転備蓄でいえばもう百五十万トンが限度でありますかから、やはり棚上げ備蓄も含むものを取り上げていかないというと、食糧安保論というのが変質したという非難を受けても、これはちよつと答えることができないのじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(浜口義廣君) 今の先生の御指摘は、一つは国際経済、国際需給、穀物市場というものをどういふふうに見通すかということにも深くかわつてゐる問題だらうと思ひます。

ただ他方、現実におきます備蓄のあり方、米の備蓄のあり方の場合において、そういった国際需給との関連から出てまいります棚上げ備蓄といったようなことに関連いたしました、果たして現下におきます国民の支持が得られるかどうかという点があると思います。というのは、最初から一定の量を挙げまして、そういったものにつきまして当然棚上げ備蓄にするんだということについては、現下の国際需給あるいは現下の国際情勢、そういうったようなものからやはり非効率的だということ批判があるかと思えます。もちろん、一たん緩急があったという状態を極めて恒久に考える場合においては、もつと別な考え方がございますが、現在の置かれております日本の国際的情勢、その場合におきます国際需給といったようなことから

考えれば、今先生御指摘の、国民に安定的な供給を与える備蓄を図りながら、しかもそれが効率的に行われていくという意味において、やはり回転備蓄といったような考えの方が現実的なものがあるとか、国民の支持を得られるというか、あるいは有用に機能する面があるというふうに見えるべきではないかと思うわけであります。

○谷本錦君　時間が来ましたのでこれでやめますけれど、国民の支持を受けるためにはというふうなことで、回転備蓄でいくしかやむを得ないようなお話でございますが、ガットの中でも食糧安保を盾にして、そして日本の米を守ろうということとでやっておるわけありますから、やはり食糧安保の問題についてはもっと内容的にしっかりといただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、後継者対策について若干伺いたいことがあつたのでありますが、時間が来ないので後にまた譲らせていただきたいと思います。

これで終わらせていただきます。

○三上隆雄君　それでは私から、先般第一回目の質問で御回答いただけなかった、そしてまた私が質問のできなかった範囲内で質問をしたいと思ひます。

私は先般も申し上げましたけれども、今、日本の農業、農村は崩壊寸前である、しかしながら国民の世論は、消費者の世論はこれ以上農村を衰退させてはならない、そしてまた食糧をこれ以上外国に依存してはならないという声が大きいわけであります。日本の経済は世界のトップと言われております。そしてまた、今なお発展を続けておるわけでありますけれども、しかしながら、地方と中央との地域間格差、そしてまた職業間格差が依然として隔たる一方の状況にあるわけであります。その現象として過疎過密のより深刻な状況が醸し出されているわけでありまして、前段の質問者からも詳しくその質問が出されてございます。

それは、何としてもその原因は、安ければ輸入に頼った方がいいというようなそういう安易な政策が長期間続けてこられた結果、今の自給率が低下し、そしてまた過疎過密が深刻化し、農村を崩壊せしめていた結果に相なったのではないかと、こころを思うわけであります。その意味で、将来農村を再生させるためにはいろいろな意味で効果があるわけでありますから、大臣として、農家が明るい展望を持てるようなそういう農業政策をどう考えておるのか、その点からまずただしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今後の農政を推進する上におきまして、まず農林漁業という第一次産業の重要性というものを私どももさらに認識いたしまして、そしてまたその重要性というものを農業者側だけではなしに国民の皆様方に御理解をしていただく、こういうふうなまず努力をしていかなければならないと思うわけであります。

そういうふうな中で、農家の人たちが誇りと希望を持って農業を営めるように、農業というもの

を魅力ある産業としていかなきゃならない、そしてまた明るく住みよい農村というものをつくっていかねばならない、このことが大事なことだと思ひます。すなわち、農業というものの産業政策、そしてまた地域政策、農村づくり、これを二本の柱としてこれから農政を進めていくことが大事なことだと思ひておるわけでありまふ。またそんな中で、将来果たしてどうなるんだろとかいうふうなこと、農業者の方々が、将来に対して見通しを持ちながら農業を営むことができるようにすることも非常に大事なことである。このような観点に立ちまして、今日、西暦二〇〇〇年を目標年次といたしまして、今後の、いわゆる需要、生産、こういうふうな長期見通しというものの策定をすべく、今作業をいたしておるところであります。

具体的には、いろいろな産業としての魅力あるものとしていくためには、やっぱり生産性の向上を図っていくとかあるいは担い手をしっかりと、これから農業に意欲を持って取り組んでもらうためにも、その研修なりあるいは教育というふうなものに一層充実した施策を講じて、そして担い手をより育成していく。あるいはまた、消費者のニーズというものの、多岐、多様、高度化というふうなことになっておる今日、バイオテクノロジー等の先端技術を活用した新しいそういうふうな製品を生み出していく、こんなふうなことにしてもいろいろな施策を講じていく。同時に、地域政策、農村づくりというふうなことにあつても、集落道なりあるいは集落排水なりあるいは農村公園なり、またそういうところに就業の確保というふうなことも図っていく、このようなことによつて農村の活性化を図っていく、こんな考え方で懸命な努力を払っていききたいと思ひておるところでございます。

○三上隆雄君 大臣から大変強い御発言がありました、歴代の農水大臣から常にそういう御発言をちやうだいしておりますけれども、その自民党政府の長期継続が今の自給率を低下せしめ、農村を疲弊させている現状をつくつたわけでありまして、今まで以上に決断を持ってこれに努力をしていただきたい、こう思ひておるわけでありまふ。その意味で、しからば二〇〇〇年の段階で、少なくとも穀物、野菜、肉類、果物、その程度の分類でもいいですから、長期の確たる見通しがあるならばお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡俊彦君) ただいまの二〇〇〇年を目標年次とします長期見通しにつきましては、現在作業、策定中でございます。ただ、考え方といたしましては、やはり我が国は南北に長い国土を有しております、地域ごとに土地条件あるいは気象等の変化に富んでおるわけでございます。土地条件自身の制約はありますけれども、これらの自然条件とかあるいは経済条件を生かしながら、農業生産を展開していくということが基本ではないかと思ひます。

従来から、我が国では国民の主食であります、かつ我が国の風土に最も適しております穀物である米は自給をするというのを基本に、鮮度が求められております今御指摘がありました野菜、果実につきましては、多品目にわたりましたそれぞれ地域の特性を生かした生産を展開しております。これら我が国の伝統的な食生活の中心をなす食品については高い自給率を維持しています。また、そういう方向で施策を展開していきたいというふうにしております。

また、近年需要が伸びております畜産物につきましては、風土資源の制約の中、国民に安価な畜産物、牛乳、乳製品あるいは食肉、鶏卵等を供給するというようなことから、大家畜のえさであります粗飼料につきましては、国内で極力生産の振興を図りながら安価な畜産物を供給するという観点から、飼料穀物につきましては安定的な輸入といたしましては、この飼料穀物につきましては、そういうふうに入力に依存をしておりますけれども、畜産物自体につきましては、卵、中小家畜、それぞれ品目によつて違ひますが、相当高い自給率を維持しているわけでございます。今後につきましても、そういう国内で生産を振興できるものにつきましては、極力生産性を上げながら振興を図っていく、あわせて輸入を適切に組み合わせていくということによつて現在の豊かな食生活を享受していくというふうな方向に沿つて、現在作業を行っているわけでございます。

○三上隆雄君 大臣、輸入も適切に含めながら食糧の安定を図っていくというお答えがありましたが、全体的には今の自給率を下げますか、上げるんですか、これを維持するんですか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 現在それぞれの品目について策定中でございますけれども、私も、国内で食糧の供給というのは、国民の納得する価格で供給するというのを主眼に置いて対応していく必要がある、そのための生産性を上げていくということによりまして、国内で供給できるものは極力供給していくということで作業を進めているわけでございます。

○三上隆雄君 同じことじゃないですか。この間、政府が自民党に示したこの長期見通しというものを限られた範囲では、ほとんどが自給率を下げる数字が出されております。ただ、野菜なりあるいはリンゴが若干伸びておりますけれども、ミカン等は相当減ることになっておりますし、そういうことで私は、拡大生産の中でそういう状況をつくりながら農村を活性化し、そしてまた構造政策の断行ができると思ひます。今までやられてきたことは、縮小生産の中で農業を強くするということは私は不可能だと思ひます。日本のさまざまな置かれた条件、社会的な条件、自然的な条件、経済的な条件等々を見た場合に、縮小生産の中で農家個々の生産性を上げることができるとは思ひません。しかもまた、土地の所有に対する意識等々を考えた場合に、その辺についての御見解をいただきたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 先ほど来お答えしてまいりました、日本の農地といひますのは、生産力

が極めて高い、他国に見られないような高い条件を持つておるものと、また農業技術、知識につきましても高い水準を維持しているというふうなことで、それを十分に發揮して最高度の生産を展開したいというふうなことで考えているわけでございます。ただ、先ほど来申し上げてまいりました、一方農産物の供給につきましては、やっぱり国民自身に納得していただける、理解を得られるという価格で供給することも必要ではないかというところで、両面の対応を考えているわけでございます。それで、今縮小再生産という話がありましたが、これも米につきましては、需要の減退からそういう方向を最近とっているわけでございますが、これも極力消費拡大に努めて、そういう減退の方向を何とか緩和していきたいというふうなことで対応を考えているわけでございます。

それから、いつも問題となります飼料穀物につきましても、畜産物の消費の増大、なお増大するというふうな私どもも見込んでおるわけでございます。それに沿つて畜産を振興していきたいというふうなことで、必要となる飼料をどうやって安定供給するかという立場に立っているわけでございます。そして、縮小再生産がねらいではなくて、やっぱり国内で与えられております条件を最高度を生かしながら、できるだけ農産物の振興を図っていききたいという観点に立つて策定いたしているわけでございます。

○三上隆雄君 先ほど来何回も、国民の合意を得ながら、納得を得ながらという、そういうお話でございまして、国民はこれ以上農家にもつと負担を強いていくことを望んでおると思ひますか、私はそれは思ひません。消費者は、日本の農家は今置かれた条件の中では大変努力をしております。日本の食糧の多いのは、必ずしも高いですか、日本のいろいろな条件の中で、むしろ高くしている状況というものは、生産者の価格でなくして生産者から消費者の段階、いわゆる流通、販売、加工その段階で高いものをつくつておるんじゃないですか。それが当たり前に、常識だとする

ならば、生産者のそれは、余りにも私は生産者に
対して厳し過ぎるのではないかと、そのことを主
張したいんです。その意味で、もう一度大臣の御
見解をいただきたいと思っています。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 農産物の価格は、や
はり工業製品とは違うところがあると思います。
土地に依存する米麦でありましてか大家畜生産、
あるいは比較的土壌が少なくて済みます中小家畜
でありますとか、あるいは施設園芸でありますか
か、そういうところで内外の価格関係はおのずか
ら形成されていることがあろうかと思ひます。

そういう点からいいますと、流通段階自身にも
合理化を図らなさいけないところはありますけ
れども、やっぱり生産の構造、これは農家の責任
といふことではないと思ひますけれども、生産の
構造あるいは流通の構造にあらうかと思ひます。

そういう点でどういふふうな対応ができるのか、
それはそれぞれ対応できる範囲内で考えていく必
要があるのではないかとこのように考へておりま
す。

○三上隆雄君 それでは、日本の予算総額の中で
農業予算が年々減少しておるわけでありまして、
四十兆円時代のときも三兆円、今六十兆を超え
る予算の中で三兆円ちょっと出ているだけ。そう
いう状況の中で、果たして農業の振興というの
はあり得ると思ひますか、その辺について。

しかもまた、先般私が、今論争を交わしてお
りますところの消費税の問題を、税務の委員会を
傍聴させていただきました。そのとき、自民党の北
修二大先輩が野党提案に対して質問しておられ
ました。米価決定の際に、私も先般質問したけれ
ども、今の米価の算定方式といふものは努力す
ればするほど安くなるような、そういう仕組みに
なっているから、少なくとも農家の生産努力に
対する半分は農家に還元すべきだといふような
主張、私と同じことを北先生もおっしゃったわけ
であります。少なくともこの予算に、自民党の
先生方も野党の改正案の段階でそのようなことを
主張しておる。私も同じく主張しているんです。

それが農家の願いだと思ふのです。
具体的に、ことしの米価に対して今予算策定の
段階ですから、大臣としての心構えとその辺のお
答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 農業予算につきまして
は、国政の重要課題であります食糧の安定供給の
裏づけとなる大変重要な予算でございますので、
財政再建を図るための厳しい、御承知のとおり、
マイナスシリーディングのもとではございますが、従
来からその確保に最大限の努力をしておる中で、
ところでございます。また、限られた財源の中で、
予算の重点的なあるいは効率的な配分を行うほ
か、当初予算以外におきましても必要に応じ相当
規模の補正予算を組むことによりまして、各種施
策の充実強化を図ってきておるところでございます。

今回の予算編成に当たりまして、水田農業確
立対策の円滑な推進なりあるいは構造政策の推
進、また中山間地域等農山村、漁村地域の活性化
を図っていく。このような農業、林業、漁業を
めぐる重要な課題に適切に対処すべく予算の確保、
そういうふうな内容の充実、こんなところを努め
てまいりたい、こういうふうな考へておるところ
でございます。

○三上隆雄君 具体的な個々の問題に触れても、
今の段階では限界がございますから、どうぞひと
つ米価に限らず農業予算の総額において、少なく
とも軍事費の膨張以上に増加すべきである。それ
に対して、担当大臣として精いっぱい努力をし
ていただきたいと私は要望しておきます。

それから、ガットの問題ですけれども、ガット
の農業交渉について、日本として何としてもこれ
以上農産物の自由化を拡大することはできないと
いう立場から、農水省はどのような覚悟でこれに
対処しているのか、そしてその実態がどうなつて
いるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(堀内二朗君) お尋ねにお答え申し上
げます。
ウルグアイ・ラウンドの中で各国の提案がなさ

れておるわけでございますが、我が国も十一月の
会合におきまして、農産物交渉に臨む我が国の包
括的な提案をやったわけでございます。

内容は詳細にわたりますけれども、かいつま
んでポイントのところをまず申し上げますと、一つ
は、四月の中間合意で農産物の交渉につきま
しては、保護を漸進的に相当程度引き下げるという基
本的な合意があるわけでございます。農業保護の
撤廃という問題につきましては、アメリカなどは
依然として撤廃の主張をしておるわけでござい
ますけれども、我が国としては、農業が土地ある
いは気象条件といったような制約を受ける農業独自の
特殊性といったようなものを持つておること、
及び食糧の安全保障でございますとかあるいは環
境保全、国土の保全など農業が果たしておる多
面的な役割、こういうものを踏まえた交渉が行われ
るべきであり、そういう観点から、農業保護の撤
廃という考え方はとれないということを明確に打
ち出しているわけでございます。

それからさらに、そういう観点踏まえまし
て基礎的食糧につきましては、特に食糧安全保障
等の観点から所要の国内生産水準を維持するため
に、必要な国境調整措置をガット上の正式な措置
としてとることができよう、そういう秩序を
ガットの中に確立すべきであるという提案をや
っております。

それから、特に農産物貿易については、アメ
リカ、EC等の輸出補助金が攪乱要因になってお
りますので、これについては、段階的ではあつて
も最終的には撤廃に持っていくべきであるとい
う主張を打ち出しているわけでございます。

それから、ウエバーによる輸入制限、これは
アメリカがやっているわけでございますが、その
ほか輸入課徴金などにつきましても、公平性の見
地から、ガットのもとで同様の規律のもとに置く
べきであるという考え方を打ち出しております。

大体、以上のような内容を主とした内容とする
日本の提案を行って、ウルグアイ・ラウンドにお
ける我が国農業の立場を確保するという見地で努

力をしていくわけでございます。
○三上隆雄君 どうぞひとつ勇断を持ってそれを
断行されるようにお願いをしたいと思ひます。

それから、次の問題に入りたいと思ひますけれ
ども、私は、農業、食料といふものは単なる経済
的な論議から議論すべきじゃないといふことは再
三申し上げておりますけれども、この輸入を阻止
する意味でも、そしてまた、国民、消費者に安全
な食料を供給するという意味から、輸入食料、輸
入食品の実態がどうなっているのかをたゞして
みたいと思ひます。

さきの質問でも申し上げましたように、一九七
〇年代には約十八万件あった輸入件数が、一昨
年には六十五万件にも達している状況の中で、その
検査の、行政検査の実態といふものはわずかに
三・七％だといふ、そういう御報告がありました。
その辺についてもう少し詳しい質問をいたした
いと思ひます。人員的にはその当時とどうい
う変化がありますか。

○説明員(野村隆君) お答えを申し上げます。
十年前の食品衛生監視員の数については、
ちよつとこちらに用意してございませぬが、六十
年度の食品衛生監視員につきましては六十七名、
元年度が先にお答え申し上げましたように八十九
名になっておるということ、この間、五年間で
約二十名の増員をしているということございま
す。

○三上隆雄君 ただいま一年に九名をふやしたと
いう報告がありましたけれども、現場で実際検査
に携わっている人の論評がこの新聞に、十月二十
日の日本農業新聞と経済新聞に掲載されてお
りますけれども、少なくとも国内食品の検査並みの六
千人ぐらゐは完全な検査体制をしくためには必要
だといふ、そういうことを言われております。こ
の一年に九名や幾ら、そして百名足らずのこ
ういふ検査員でこの職務が全うされていると思
ひますか。

○説明員(野村隆君) 輸入食品に対する監視の体
制につきましては、これは今先生御指摘になりま

したが、一つには実際に検査をいたします食品衛生監視員の数も関係ございますが、そのほか、かなり最近では添加物あるいは残留農薬等につきましては、高度の検査をいたさなければならぬというようなこともございまして、検査機器の整備につきましても努力をいたしておるところでございます。そのようなことで、総合的に、今後とも輸入食品の安全性の確保につきましては努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○三上隆雄君 いや、検査機器を使用して能率を上げるといっても、一定の人員を確保しないと私は絶対不可能だと思ふんですよ。ちがった見方をすれば、どんな危険な食料でも簡単にいれる条件をつくっていると言わざるを得ない状況にあると私も思ふんです。その意味で、今までのような一年に九名か十名多くなるのじゃなくして、抜本的に、完全に安全な食料を輸入することのできるような、そういう国境措置と検査制度というもの、私ははつきり上げていただきたいと思ふんです。

その意味で、少なくとも厚生省、農水省、それに対する心構え、今までのような流れで私は解決できないと思ふんです。それに対する決意と方策を御説明願います。

○政府委員(野村昭彦) 先般の、この委員会でもお答え申し上げたところでございますが、輸入食品の監視は、基本的には食品衛生法に基づく厚生省の業務でございます。それで厚生省は、たゞいまもお答えがありましたように、その組織なり人員なり予算を使つて適切に対処しておられるというように考えております。

当省としまして、この輸入食品の安全性の確保は大変重要と考えておまして、当省は当省の職務権限の範囲で、輸入食品を含む食品一般の安全対策の推進に努力をしております。厚生省との連絡は一層密にしてまいりたいという考えであります。

○三上隆雄君 答えになってないと思ふんです

よね。

今までのような考え方ではこういう結果になっているんです。抜本的に改善しようと思ふれば、少なくとも関係省庁の担当者としてこうありたいけれども問題としてできないと。できないとするならば、その方策を我々が政治の面で考えなきゃならぬです。少なくとも担当官庁としてどうスクラムを組んでこれを改善するか、その決意を聞きたいんです。

○政府委員(野村昭彦) ただいまにおきましても農林水産省としまして、厚生省の輸入検査業務についてはできる範囲で協力はいたしております。例えば、厚生省の行う輸入検査の中で自主検査業務というのがございまして、自主検査につきましては当省所管の指定検査機関がございまして、これが六団体ございまして、これが分担実施をしております。全体の六五〇程度は当省所管の指定検査機関において実施をしているわけでございまして、それから、当省の組織がいろいろございまして、十カ所の規格検査所とか、あるいは四十七都道府県に設けられた食糧事務所等々におきまして、輸入食品を含む食品についての苦情相談の受け付けをやっております。それから、規格検査所におきましては依頼に応じて分析検査等もやっております。その結果につきましては、厚生省に必要に応じて連絡をとりまして処理をしようという体制もっております。

さらに、本省間におきましてもこれまで随時連絡をとつてまいりましたが、この問題の重要性にかんがみまして、ことしの十一月から局長レベルの定例の連絡会議も設けた、こういう次第でございます。今後とも一層この点については留意をしております。努力をしております。

○説明員(野村昭彦) ただいま先生の方から、輸入食品の安全性の確保についてともしっかりしるという御指摘を受けたわけでございまして、私どもといたしまして、これまでも努力はなされたわけではございませんけれども、今後ともさら

に一層食品衛生監視員の増員、さらには検査機器の整備等努力をしていかなければならないというように考えております。

○三上隆雄君 努力するということは、私は先ほど言ったように、それが実現するような努力を期待しているわけであつて、単なる口先だけの努力では私は満足しませんから。そしてまた、自主検査の結果について若干触れたいと思ふます。

外国の公的検査機関というものは輸出時以前の、輸出する以前の検査であつて、輸出するときの検査ではないという、そういうデータがありまされども、その実態はどうですか。

○説明員(野村昭彦) 外国から輸入されてくる食品につきましては、当該政府が認めた公的な検査機関の証明書をつけてきたものにつきましては、私も私どもとしては、それを信用するということで検査を省略いたすこともございまして、ただ、物によりましては、我が国にとつて問題となっている例えは残留農薬、さらには先日問題になりました中国産のキノコの問題もございましたが、そういうものにつきましては、改めて我が国でも検査するということをやつておるところでございます。

御指摘の輸出前か生産段階かということでございますが、私も私どもといたしましては輸出前に検査をされたものというように理解をしております。

○三上隆雄君 もちろん自信がないと思ふます。輸出前の検査だと輸送の段階の蒸気なりいろいろな状態が検査の盲点をついていけるということになるんです。その実態はわかつているんですか。どういう形で二週間も三週間も、場合によってはアメリカから来るときは三十日以上かかって来るんです。防腐剤、防虫剤、いろいろな対策を講じてきているわけですか。港に陸揚げの段階で検査しなけりや私は検査でないと思ふ。日本の農産物というのは、収穫以後は農薬を絶対使っていないんですよ。輸入食料だからこそ途中で農薬を使うんです。その辺あなたの方、完全に日本人の健康を守るという

立場からいくなればもっと慎重に対処していただきたい、このことをお尋ねします。

○説明員(野村昭彦) 先ほど、私のお答えがどうも先生の御質問を誤解していた部分がございました。先生御指摘の問題はポストハーベストに關した御質問だろつと思ひますが、その辺につきましては、必要に応じて輸入される段階で、我が国におきましても検査所において検査をいたしております。

○三上隆雄君 その体制の中でやれますか。本当にやろうと思ふれば、実害がなくなるような実態をつくるのがあなたの方の使命なんですよ。形式的にやれば事足りるという性質の立場ではないでしよう。それに対してもっと誠意のある言葉で答弁をしていただきたいんです。ですから、具体的にそういう実態でないようにするためには、農水省と厚生省がどういうプロセスを組んでこれから対応するのか、その決意をお聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦) 例えば、動物検査の検査体制につきましては、輸入動物を踏まえまして、昭和六十一年から平成元年度に向けましての予算は、約一〇％動物の収容能力の増加を図りまして、また家畜防疫官の定員を昭和六十一年度から平成元年度までに二三％増員をし、円滑な輸入検査の実施に努めているところでございまして、これからの安全性の問題、大変重要な問題でございますので、厚生省ともより密接なる連携のもとに努力をしております。このように考えておるところでございます。

○三上隆雄君 ガットでいろいろ厳しい立場で頑張るよりも、これをもつと規制することによって私は相当輸入を制限することができると、そして国民の合意を得ることができると思ふんですよ。安ければいいというものじゃない、食料は。そういうことで農水大臣、やはり国民に安全な食料を供給する意味でもつと頑張つていただきたい、こう思ひます。

時間がないので、もう一つ放射能に対する汚染についても、私は質問したいわけでありまされ

○猪熊重二君 要するに、これは全く捜査権もないし強制力もない、相手方の任意の行為に期待するだけのことで、今長官もおっしゃったし、私もそう思うんです。しかし、ここには今申し上げたような各種の行為について、以下の措置を講じるものとするというふうな文言になっているんです。そうすると、何か出頭を求めることが権利であつて、求められた生産者は出頭しなきゃならぬというふうな誤解を生ずるおそれがある。要するに、任意のものであるというふうなことをもう少し文法的に明確にするようなことをお考えじゃなかったんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 冒頭、先生がおっしゃったように、この通達には、都道府県及び食糧事務所に対してなされたものでありまして、一般国民に当然のことながらなされるべき法律とかそういう公布とか、そういうものではございません。この点につきましては、現在の不正規流通の実態に即しまして、先月の末各都道府県からお集まりをいただき、あるいは同席におきまして食糧事務所におきまして議論を行いました。そういうものの一つのマニユアルという形で出されたものでありまして、いみじくも先生がおっしゃったように、誤解を受ける点があるという御指摘ではございますけれども、あくまでもそういうもので、具体的に一般の市民に対し、一般の国民に対していうといったものが法的な効果という形で行われるべきものとは考へておりません。

あくまでも、これは一つの通達でありまして、私も食糧庁が傘下の食糧事務所あるいは都道府県に対して行ったことでありまして、不正規流通といったような現実に起こっている事態に対して、どういうふうなそれぞれの吏員が、それぞれの職員が機能するか、どういうふうな行動するか、一つの指針を示したということでございいます。

るものとする、こういう文章があつたとしても任意の問題であつて、相手方に強制し得るものじゃないというところは農水省の職員は全部知っているから心配ないんだということであれば、それはそれで結構なことなんです。

次に、中止指導にもかかわらず悪質な者については氏名を公表する、こういうことが規定されています。この「氏名の公表を行う」というのは、具体的にはどのような方法で行う、どのような内容で行うつもりなんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 具体的には、ここに書いてあるとおりでございまして、それ以上のものを具体的に心づもりでございまして、この点につきましては、極めて十分に説得をしあるいは説明をしたというふうな対応を行った違反者に対して、ごくごくのものに関連したとして、そういうものを守らなかつたというふうな者につきまして、氏名の公表という手段を考へてございまして、これが細則をどういうふうな考へているかということ、個々の実態におきましての中でゆだねられるべき問題であるというふうな考へてるところでございまして。

○猪熊重二君 氏名を公表すると言つけれども、不正規流通の調査をして、調査目的からしたつて何も氏名を公表する必要はない。むしろ、調査と無関係なことだと私は思う。行政指導としても、氏名を公表するということは、行政指導として本人に対する指導でなくして、第三者に対する見せしめじゃないですか。この通達が言っている不正規流通の調査の観点から行政指導の観点からも、いずれにせよ氏名の公表をするなんていうことは全く不必要、不適切、さらに私は違法だと思つて。氏名を公表するということの権利がどこにあるとお考えなのか。

ついでに申し上げれば、大体犯罪被疑者にしてたつて被疑者の氏名を公表するなんてことは、警察、検察庁、やつちやいけませんよ。ほかの行政庁

で、どういふところでどういふ氏名公表しているか知らぬけれども、あなたは不正規流通米をやつてゐる、やめろと言つてもやめませんから氏名を公表しますなんていうことが、この農水省の食糧庁長官の通達の中で、どのような根拠に基づいて適法であり妥当だと思へんのですか。

で正当な制度であると言ふなら、また今回の委員会に内閣法制局も呼んできつちり見解も伺ひ、明らかにしたいと思ひます。大臣、所見どうですか。

○政府委員(浜口義廣君) いわゆる公表制度については、本来行政が行ふべき一つの手段としての情報の提供だということに考へております。法律の根拠を必要とするものではないというふうな考へます。

○猪熊重二君 情報の提供だからいいということじゃないんですよ。情報を提供するといつたら、税務署で調べた結果の情報を全部提供しますと、税務署で過少申告だ、脱税だということを全部公表してゐますか。情報の提供だから氏名の公表が許されるなんていうことは全く論理的に關係ない。いろんな情報を行政機関が持っているけれども、その持っている情報を国民に開示することが必要だけれども、開示した場合にそのような個人情報、個人の尊厳、個人の名誉、個人のプライバシーから個人情報保護にやならぬという法律ができてゐるのをあなた知つてゐるでしょうや。いずれにせよ、あなたとしては、これは収集した情報の公開だから別に違法でも何でもない、取り消す気もないし修正する気もないと、こういうことなんですか。だとしたら、大臣の意見も何とおきたい。

○猪熊重二君 私は、このような不正規流通米を出した人間を、調査の結果を公表するということに憲法に反すると思う。個人の尊厳の条項にも反するし、個人の名誉権、プライバシー権、全部侵害すると思ふ。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今食糧庁長官から答弁を申し上げたとおり、情報の提供でありまして、行政の手段として行う、こういうふうな食糧庁長官の考へ方と同じでございまして。

先ほども申し上げたように、いわゆる犯罪者であつたつて氏名の公表なんていうことはないんです。不正規流通米を出したということで氏名を公表するなんていうことは違法行為であると私は思ふ。取り消すべきだと思ふんです。大臣はどのようにお考えですか。

○猪熊重二君 この通達には氏名の公表というところ、まことに不当、不法だと私は思ふんですが、さらに、この中に有償譲渡制限違反の疑ひがある場合には、次のような調査及び事実確認を行うということが書いてございまして、「当該生産者自

ら、どういふところとどういふ氏名公表しているか知らぬけれども、あなたは不正規流通米をやつてゐる、やめろと言つてもやめませんから氏名を公表しますなんていうことが、この農水省の食糧庁長官の通達の中で、どのような根拠に基づいて適法であり妥当だと思へんのですか。

○猪熊重二君 情報の提供だからいいということじゃないんですよ。情報を提供するといつたら、税務署で調べた結果の情報を全部提供しますと、税務署で過少申告だ、脱税だということを全部公表してゐますか。情報の提供だから氏名の公表が許されるなんていうことは全く論理的に關係ない。いろんな情報を行政機関が持っているけれども、その持っている情報を国民に開示することが必要だけれども、開示した場合にそのような個人情報、個人の尊厳、個人の名誉、個人のプライバシーから個人情報保護にやならぬという法律ができてゐるのをあなた知つてゐるでしょうや。いずれにせよ、あなたとしては、これは収集した情報の公開だから別に違法でも何でもない、取り消す気もないし修正する気もないと、こういうことなんですか。だとしたら、大臣の意見も何とおきたい。

○猪熊重二君 私は、このような不正規流通米を出した人間を、調査の結果を公表するということに憲法に反すると思う。個人の尊厳の条項にも反するし、個人の名誉権、プライバシー権、全部侵害すると思ふ。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今食糧庁長官から答弁を申し上げたとおり、情報の提供でありまして、行政の手段として行う、こういうふうな食糧庁長官の考へ方と同じでございまして。

先ほども申し上げたように、いわゆる犯罪者であつたつて氏名の公表なんていうことはないんです。不正規流通米を出したということで氏名を公表するなんていうことは違法行為であると私は思ふ。取り消すべきだと思ふんです。大臣はどのようにお考えですか。

○猪熊重二君 この通達には氏名の公表というところ、まことに不当、不法だと私は思ふんですが、さらに、この中に有償譲渡制限違反の疑ひがある場合には、次のような調査及び事実確認を行うということが書いてございまして、「当該生産者自

らの供述を得ること。」「有償譲渡行為の現場を確認すること。」「有償譲渡に係る個別の行為について、譲渡を行った数量、日時及び場所、譲渡の対価、譲渡の相手方等につき特定するよう資料等を収集すること。』と、このようなことが書いてあります。

まず私は、ここに書いてある有償譲渡制限違反の疑いがあるのであれば、このような捜査のまねごとのようなことをするんじゃないかと告発すべきであるというところは、刑事訴訟法上の公務員の一般的義務として書いてある。なぜ告発しろというふうに指導しないか、この捜査のまねごとみたいなことをしろと言っているのか、理由。

○政府委員(浜口義晴君) ここで書かれた部分につきましては、当然のことでございますけれども、告発の事態というものが行われれば当然告発ということが行われます。ただ、それに関連をいたしまして、先生はまねごとだというふうにお話しがございましたけれども、当然当事者のみずからの供述が行われれば、それを得るようになり、ということを書いていくにすぎませんで、そういった具体的な点について、慎重に相手の供述なりあるいは現状の確認といったものをしていくことが、行政の運営の上においても全く必要だということになるかと考えています。

○猪熊重二君 先ほどから申し上げているように、この通達が目としていっているのは不正規流通米の実態の調査なんです。大体その不正規流通米の実態を調査せよと、調査するということの権限はどこにあるかということになれば、食糧管理法十三条、それから規則の七十六条、これからきていくんであって、これは要するに、流通の実態の調査にすぎない。何も流通の実態の調査をするのに、今申し上げたような個別の日時から場所から、全部のものをはつきりさせなきゃならぬからそういうふうな調査、事実確認を行えというふうな必要は全くないじゃないですか。

こういうふうなことを今回の通達でやったのは、私が邪推すれば、六十年十二月に、秋田食糧

事務所と秋田県知事が連名で秋田県警に食糧法八条の三違反で告発した。この事件が六十三年一月秋田地検で不起訴になった。その不起訴になったときの理由が、秋田地検で今申し上げたような個別の、具体的な問題がなければ起訴できませんよと言われた。これを補完するためじゃありませんか。要するに、今後食糧法違反事件を公訴提起して裁判にかけよう、そのことのための、警察、検察庁の下働きと同じことをやろうとしている、このように思うが、今回の通達は今申し上げた不起訴になった事件とは全く無関係なんですか。

○政府委員(浜口義晴君) 先ほど来お話しを申し上げておりますように、今回の通達が出された背景といったようなものにつきましては、既に五十六年の通達、さらに六十三年の通達があるということをお願いしたところでございます。

ただ、先生がおっしゃったような形ですべてこの通達が、この通達の唯一の目的がそういう証拠を集めるというふうなものであることは間違いないです。私どもの行っておりますのは、現在の食糧制度のもとにおきまして、食糧制度を守る人たちが損をしない、食糧制度を守らない人が得をするといったようなものに関連をいたしまして、食糧管理制度的なことから、この程度の通知を出さしていただいたということでございます。そういったものが単にひとり食糧庁だけではございませんで、それぞれの食糧管理制度に関連をする人たちの協力をもって、円滑に実施されるものだという考えに出来るものであります。

○猪熊重二君 私が申し上げているのは、不正規流通米がいいとか、あるいは自主流通米じゃなくて、そっちの方だけでもうけようとするのがいいとか悪いとか、そういう問題じゃないんです。不正規流通米の実態を調査すると、それだけの行政目的で。法もそれしか許容してないといえれば、その法に従った行政を執行したらどうなんだと、こういうことを申し上げているんです。

もし、目的が正しいからどういふことをやってもいいということだったら、極端に言えば法律の

半分は要らなくなってしまうんです。憲法三十一条で法の適正な手続と、こういうことを言っているのは、手続が正当でなかったらだめなんだというのを言っているわけなんです。あなたは一生懸命食糧制度、あるいは減反政策はまだおっしゃっておいけないけれども、減反政策、いろんな問題でこのためのこういう政策をやるための正当なこと、そのためにこの通達があるんだ、だから通達は正しいんだと。私は中身が正しいから方法が正しいというわけにはいかぬということで、先ほどから申し上げているんです。

時間がないから最後に一つだけ。減反政策についても同じことなんです。減反政策に賛成する反対する、いろんな人がいる。もし、この通達が減反政策に反対している人間を集めるのに取り締まろうと、取り締まることを目的としているものだとしたら非常に重要なことです。あなたに今伺っても、そのとおり、そうするつもりでございます。言うことではないでしようけれども、要するに減反政策に協力せず、自由に米をつくって不正規に出荷しているという人間を対象とし、その人間に対する調査、あるいは私に言わせれば取り締まり、そのためにこの通達を出したんですか、どうですか。

○政府委員(浜口義晴君) まず、先生の御質問についてお答えしますと、先ほど来何度も具体的に御質問があり、それにお答えさせていただいたとおり、この通達の趣旨は明確に最初のところに書かしていただいているとおりでございます。食糧管理制度的な点に行われます不正規流通の防止といった観点から行われているのであります。さらに、先ほど先生が議論をされましたけれども、我が国におきましての全体の体系は、一片の通達によって法律がなされるということではございませぬ。もちろん、具体的な運用等々に十分配慮されなければいけません。この通達というものは全体の法律体系のもとで行われるべきものであり、かつまたその実態の目的というものは、現実の生活あるいは現実に行われている行政といったようなものを具体的に反映してこそ、中身の正確な理解

ができるものだということに考えます。もちろん、その技術上の問題についての先生の御提起はわかりますが、この通達が違う国において行われているものではございませんで、現に生きている具体的な食糧制度のもとに行われているものであり、そういうものの中で当然に考えられるべきものであり、そういう意味で限定されているものだというふうに考えるべきだと思います。

○猪熊重二君 あなたが今おっしゃった理由は、それは私もわかります。もしそうだとしたら、この通達は半分ぐらい書き直さなきゃならぬ。それを読んだら、あなたは、これは県知事やあるいは事務所長に対する通達だからいいと、こうおっしゃるけれども、時間がないために私は省略しましたけれども、臨検検査についても、倉庫、事務所等への立ち入りあるいは関係帳簿、書類の調査、事情聴取等についていろいろ書いてあるけれども、これらが全く任意のものであって、相手方の同意、承諾がなければ何らできるものではないというふうな趣旨が全くこの通達からは出てこないんです。まるで自由に施設を解いて中に立ち入って、勝手に関係帳簿、書類を見て占有してできるような雰囲気の記事になっているんです。もしそれが違うと言ったならば、私がこれを読む能力がないわけだ。このような行動をするにについて、相手方の同意なくして任意にできるものじゃないということについて、もう少し読んだらわかるような通達にしなければなりません。

先ほど私が申し上げたように、減反政策に反対している人間に対する集中的な取り締まり、取り締まりが気に入らないとすれば調査、指導を目的としてこの通達が出ているんですか、どうですかというところについての御返事はいただいていないが、いかがですか。

○政府委員(浜口義晴君) 先ほどの先生の御質問について、この趣旨は、食糧制度の運用、食糧制度に基づく行政指導、食糧制度に基づく不正規流通の対策という観点から行われたという意

味においてお答えしたつもりでございます。

先生の御質問の点の一番の核心は、私なりに理解しますと、この通達点だけを見れば、現行の背後にあります法律の体系というのが読めない、こういう御指摘だと思いますが、私どもの通達等々はあくまでも現行の憲法、現行の法律、現行の政令等々に基づいて行われているものでありまして、そういう意味でトータルで読むべきは当然のことだと思っております。

そういう意味において、具体的に立入検査あるいは食糧制度における言葉におきますと、臨検というような言葉があるわけでございますが、そういう意味において、具体的な会議等の中で疑問にあって出た部分について、私どもは通達をさせていたのだということでございます。

○猪熊重二君 もう時間ですから、私は減反政策について一言だけ申し上げておきたい。

減反政策は単なる政府の政策にすぎない、この政府の政策に賛成し反対する、これは国民にとって自由なことです。しかるに、政府の減反政策に賛成しないという理由にして、法的に区別して差別して取り扱うとしたら、それこそ先ほどから申し上げているように日本国憲法の法体系に反する。法律をつくり、国民にそのような権利義務を課するのは法律だけだ。国会だけが国の唯一の立法機関です。その委任、命令を受けて政令があり省令があるんです。単なる政府の閣議決定などという政策によって国民に権利義務を課するということは絶対あつてはならぬ。

これだけ申し上げて質問を終わります。

○林紀子君 私は、まず厚生省に輸入ポテトの農薬残留問題についてお伺いしたいと思います。子供たちの大好物であるフライドポテトから、残留農薬が検出されている問題についてお聞きしたいと思ひます。

私は先日、北海道の十勝の畑作地帯にお邪魔する機会がありました。ちょうどジャガイモの収穫期で、ポテトハーベスターというものに私も同乗させていただきまして、機械で収穫をしながら選

別をする、そういう実態も拝見してまいりました。私がお訪ねいたしましたお宅は、兄弟二家族で四十五ヘクタールの畑作を行つていて、ジャガイモ、ビート、麦、それに現金収入ということでブロッコリー畑七ヘクタールを行つていてというお宅でしたけれども、この夏は二時間から三時間しか寝ることができないような状態で、ブロッコリーの収穫にも追われていた。私も広大なブロッコリー畑の真ん真ん中でお話を伺つたわけですが、二、三時間しか寝なくても本当に農薬が好きで生きがいを持つてやつていてというお話を聞いたわけですね。

ところが、ビートも麦もことは値下げをされ、この二家族で赤字は今年度で二百万円から三百万円出るのではないかと、今までの累積赤字が一億円を超えるのではないかと、今までの累積赤字が一億円を超えてしまつた。本当に農業を愛して一生懸命やつていらっしゃる方々が、このように大赤字を抱えなければいけないというそのひどさというものは、本当に胸にこたえたわけですから、その上、日本で十分とれるジャガイモまでどうして輸入しなければならぬのか、こういう疑問も持つてまいりました。

経済企画庁の所管法人である国民生活センターが、九月にフライドポテトの比較テスト結果を公表いたしました。その中で、調査した十一銘柄の中七銘柄からクロロプロファムという農薬が検出された、特に調理済みのフライドポテトからは全部検出されたという、大変ショッキングな事実が明らかにされております。このクロロプロファムというのは、日本では食品の残留基準はなく、いわゆるポストハーベストとしても認められておりません。当然のことながら、国産のジャガイモを原料としたフライドポテトからは検出されてないわけですから、この事実関係はどうなつていのか、厚生省に伺いたいと思ひます。

○説明員(内山壽紀君) お答えいたします。国民生活センターでのフライドポテトテストの結果で、クロロプロファムという農薬が微量検出

されたという報道があることは承知しております。それで、国民生活センターの検査では、本年二月から五月にわたつてフライドポテトを検査しました結果、国民生活センターのデータでは〇・〇五から〇・三ppmの残留値であつたというように承知しております。

○林紀子君 検出されたものは微量だということですが、これは確かに検出されている。

しかも、東京都立衛生研究所の調査では、冷凍ポテト二十検体中十五検体から最高四・五ppmのクロロプロファムが検出されています。これは登録残留基準をはるかにオーバーしていると思ひます。しかも、アメリカ産だけで言いますと、七検体中六検体から見つかつていてということですが、そして、さらに重大だと思ひますが、クロロプロファムというものを油に溶かして過熱した場合、二百度以上では、クロロプロファムよりも六倍から八倍も急性毒性が強いメタクロロアニリンという物質がでるということも報告があります。都立衛生研究所の話では、冷凍ポテトを油で揚げた温度は、普通は百八十度から、調理後のフライドポテトには残らないのだと言つております。しかし、この差はわずか二十度、危険なことになりはしないと思ひます。

もう一度厚生省にお聞きしたいと思ひますが、こういうポストハーベストの食品残留基準をことしからつくることにしているということですが、しかも、ジャガイモの残留基準というのはいつごろになったらできるものでしょうか。

○説明員(内山壽紀君) 今先生もおっしゃられましたように、平成元年度からポストハーベストの残留農薬基準の設定に取りかかつておりまして、私どもの計画といたしましては、小麦、大豆などの主要農産物につきましては、平成三年を目途にその基準を設定していきたいと考えております。

現在ポテトを入れるかどうかということについては検討中の段階でございます。

○林紀子君 まだ検討中ということなんですけれども、フライドポテトというのは、本当に子供た

ちが大変喜んで食べているものですので、早く基準をつくるようにということもぜひお願いしたいと思ひます。

それから、ウルグアイ・ラウンドへのアメリカ提案発表に当たりまして、ヤイター農務長官とヒルズ通商代表が声明を発表していますが、これを読んで大変驚きました。

ヤイター農務長官はこのように言つています。植物と動物を守る措置をすべての国に共通のものとするため、衛生・植物検疫基準を調和させ、これによつて消費者の健康と安全のためという見せかけのもとにつくられていた貿易障壁を撤廃する。さらにヒルズ代表も、健康と安全に関する措置を消費者のためではなく、輸入制限のために利用している、こういうふうには非難しております。要するに、各国が食生活の違いに基づいてつくつてきた安全基準を一方的に見せかけだと非難して、貿易拡大のために基準を調和させる、こう言つていらっしゃるわけですね。大変安全無視の姿勢だと言わなければならぬと思ひます。ポストハーベストに対する安全チェックをする上で、アメリカからの輸入食品が最大の対象になると思つております。こういうひどい非難があつても、ポストハーベストの食品残留基準を腰砕けにならずに進める決意があるかどうかということを厚生省にお伺いしたいと思ひます。

○説明員(内山壽紀君) 私どもも、平成元年度からポストハーベスト、いわゆる輸入農産物に対しまして残留農薬の実態調査あるいは安全性のデータ等を十分に取り寄せまして、それから関係各国とも十分協議した上で、安全性を基本に、残留農薬基準というものを策定していきたいというふうなことを考えているところでございます。

○林紀子君 食品の安全チェックについては、日本政府が十一月のウルグアイ・ラウンドの農業グループ会合に提出した提案の中で、初めて日本政府としての態度を打ち出しましたが、アメリカ政府が日本提案を二つだけ評価した、そのうちのひとつだと言われております。詳しく触れる余裕は時

大臣も申し上げておりますように、国内産で自給するという方針があるわけでございますから、それをいけばガットの場で実現するために我々は提案をしているわけでございますので、それをストリートに国内自給一〇〇%とか、あるいは米という言葉は出てないわけでございます。それは、ガットの制度として確立するから各国に適用可能な、横断的な制度として提案をしているわけでございます。

それを具体的に適用する場合の日本の米につい

当然実行していくことになるわけでございます。

○林紀子君 この提案そのものが通る可能性があるのかどうか、それも大変疑問なわけです。また、総選挙前の現在は、米の自給を言っても終わればどうなるかわからない。それは、先ほど大臣から釈明がございましたけれども、小沢幹事長の言っていることなどを考えますと、その心配も大いにあるわけですね。ですから、ガットでの協議から米の問題を除外する立場を鮮明にすること、それが本当に完全自給を守る道ではないかと思えます。それができないというのなら、せめてガットへの提案それ自体の中や、ガットでの議論の中で公式に米の輸入を拒否すること、それが通らないようであればガットの農業協議から脱退する、そういうぐらゐの強い決意で臨むことを改めて要求いたしまして、私の質問を終わります。

○井上哲夫君 私から二、三お尋ねをしたいと思えます。

先ほど猪熊先生は、最後に減反の問題で法的な拘束力がないものだということをおっしゃいました。同感でございますが、私は、ちょっと目先を変えて、減反の厳しい中で農家が苦しんでおる、転作の対応の拡大がもう少しできないかという観点からお尋ねをしたいと思えます。

ゲートボール場をつくった場合に、今回は減反の対象というような新聞の記事は読ましていたいたわけでございますが、今まで転作奨励金の対象作物に不幸にも外れていたといえますか、なっていないなかった作物でこれを見直す。もちろん生産が過大になる、あるいはいろんなことがあるでしょうが、もう少し転作の、何といえますか緩やかにするために、非対象であった作物を少し対象にするというようなお考えをとられる余地はないでしょうか。例えば、具体的に言えばブドウとかお茶とか桑とか、そういうものについてでございますが、お尋ねをいたします。

○政府委員(松山光治君) 水田農業確立対策の実施に当たりますのは、米からほかの作物に転作を進めるといのが基本になるわけでありまして、けれども、その場合に、転作いたしましたところで、また需給上の問題が出てくるわけでございます。そういうこともございまして、前期対策におきましては、温州ミカンを初めていたしまして、ブドウでありますとかリンゴでありますとかお茶でありますとか、そういったものについては転作奨励措置の対象にしないという、こういう扱いをしてございまして、ただ特例的に一定の条件を満たします場合に、知事さんと御相談の上、個別に実績算入の扱いにするといったような措置をとってまいりましたところでございます。

私ども、今回の後期対策の策定に当たりましては、その後の状況の変化あるいは各般の御意見等々も踏まえて検討をいたしました結果、政府が直接国費を投入いたしました作付転換を進めておる、例えば温州ミカンでありますとかあるいは伊予晩かんでありますとか、でん粉用の原料芋といったようなものは別にいたしまして、それ以外のこれまで対象として考えてこなかった作物につきましても実績算入の対象にする、こういう方向で考えたいと思っております。今具体的な検討を詰めておるところでございます。

○井上哲夫君 詰めてみえるという御返事なんです。例えば今おっしゃいました実績算入ということですが、実績算入よりもいわゆる助成金とか加算額を加える、そういう奨励作物には繰り上げを考えていないということですか。

そうしますと、そのことと、実績算入を考えると、今お考えになっている範囲で結構でございますので、お願いをしたいと思います。

○政府委員(松山光治君) 今申し上げましたもの以外のもので、これまで転作の対象にしていなかったものにつきましても、やはり需給上の心配が全くないかと言えはそうではございませんので、そこで節度ある生産を行うという観点から、一定の生産指導と申しましょうか、行政指導を前提にしながら、実績算入の対象にしたいと思つて

おるわけでございます。そういうものとして今考えておりますものは、リンゴでありますとかブドウでありますとかサクランボウ、お茶といったような作物が念頭にありましてございまして。

○井上哲夫君 最後の案についてはいかがでしようか。

○政府委員(松山光治君) 桑も検討対象になっております。

○井上哲夫君 次に、過般の私の一般質問では、米の生産コストを下げることはできないかという観点からお尋ねをしたわけでございますが、同じことで農作物の生産コストの中には、農薬とかあるいは農機具、さらに肥料、こういうものが大きな比重を占めているわけですが、これらのものに対してやはりコストの低減を図る、それが結局は農作物の生産費を低く持つていくことができる。そして、そういう観点から、農水省がこれらの資材と言われるものに関して、より価格を下げるための具体的な、強力に推進する施策をお考えになつておるかとか、お尋ねをしたいと思えます。

○政府委員(松山光治君) 農業の生産性の向上を図りましてできるだけコストダウンを図つていく、非常に重要な課題であると考えておるわけでございますが、そのためには構造面の改善を進める等々の施策を進める一方で、農業生産資材費を削減していくということも、非常に重要な課題であるというふうにお考えをおるわけでございます。

農業生産資材の削減の問題については、いろんな観点からこれをお考えいただく必要があろうかと思つておりますが、まず農業資材の価格が一つ問題になるわけでございますけれども、これにつきましましては、御案内のように、農業団体と個々のメーカーとの間の価格交渉で決まっております。その本末でございます。そういう状況の中で、私もどなたもいたしましては、さきの国会で肥料価格安定臨時措置法を廃止いたしました。競争条件の整備を図るというふうなことをやりました。ほかに、両当事者間での話し合いの結果、適正な価格が決まるようにということで、関係者に対する指

導も行つておるといのが現状でございます。このほか、農業生産資材費の削減を図つていきます場合に重要な点といたしましては、その供給のあり方なり、あるいはまた利用の仕方の方なりといったようなことが、やはり問題になろうかと思つております。そういう点で、私も関係省庁なり関係団体と連携しながら、この問題に取り組んでおるところでございますけれども、例えば肥料について申し上げますと、土壌診断等に基づきまして施肥の合理化を行う、あるいは肥料費を削減しておる優良な事例につきましましての普及啓蒙を図る、また粒状配合肥料のばら流通方式を導入するといったようなことについて今取り組んでおります。

また、農業機械につきましましては、よく過剰投資の問題が問題になるわけでございますので、そこで、共同利用なりあるいは農作業の受委託の促進等によりまして、効率的な使用を促進するという問題、また中古の農業機械の流通の円滑化を図つていく、それからシンブルな農業機械の普及を進めていく、こういった課題を今頭に置いておるわけでありまして。

また、農業につきましても、きめ細かな病害虫発生予察に基づきます効率的な使用、あるいは防除経費の低廉な航空防除の推進といったような課題に取り組んでおります。そのほか、これらを通じて適正な輸入の活用と適正な購入の指導、必要な情報の提供といったようなことを引き続き関係省庁とも連携を図りながら進めていきたい、このように考えております。

○井上哲夫君 今非常に詳しいお答えをいただいたんですが、俗に世間では、農家は、本当はみんなて共有して使ひ合つた方が得なのに、コンパインその他農機具を大量に各家で買つて逆に苦しんでおるといふようなことを言われておるわけなんです。今問題が出ましたところで、いわゆる共用化というところについて、さらに農水省でお考えになつてみえるような具体的なものがありましたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 輸出は、産業の活性化並びに国際競争力の強化に向けての、関係者の努力を高めていく契機の一つとなることが期待されるわけでありまして、このようなことから、農林水産業につきましても輸出の振興を図っていくということが極めて重要なことだ、このような認識を持っております。

そのようなことから、農林水産省といいたしましても、最近の情勢を踏まえまして、農林水産物のための輸出の振興に資するために、海外市場開拓の推進等を図るとともに、省内に輸出対策のための窓口を設けたところでございます。今後とも輸出促進

対策の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

○井上哲夫君 ありがとうございます。

○橋本孝一郎君 農業関係二、三重複するかも知れませんが、違う角度からの御質問を申し上げます。

先ほど、食糧法違反の問題で、違反による自由米に対する御質問がありまして非常に厳しい通達である。しかし実際、この前の委員会でもお聞きしましたら、当局としては申し上げにくいかもしれませんが、出回っておるのが六十万トンぐらいだということをお話を聞きました。しかし、専門業者に言わせるとそんなものじゃなくて、二百ないし三百万トンぐらい出回っておるのじゃないかというふうな話も報道等では見るわけであります。そうすると、それは二、三〇％という膨大な量になるわけでありまして、実際に農家、守らない農家のそういう差がないようにやりたいんだという目的だそうでありまして、実際に現状としてそれが守られておるか、目的が達成されておると思われておるか、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の点は、具体的にどのくらいの不正規流通米の存在があるかということでございますが、前回私もお答えをいたしましたように、生産の段階からの点については、先ほどお挙げになりました大きな数字ではございません。今回の通達について厳しい内容の通達だという御指摘のお話でございますけれども、私も考えておりますのは、先ほど御討議の中でも、私の方から申し上げておりますように、今回の通達といったものは、既に食糧法の現在の制度を根本的に決める五十六年の法改正に関連して出された通達、さらに六十三年の通達を受けて今回提起をさせていただいたわけでございますが、確かに、今回におきまして国会における議論とか、あるいは農政審の報告づけとかそういうこととは別に、あたかも食糧制度がすでに崩壊するような一部の報道がなされておりました。

たことについての、一部不安があったということも事実でございます。

そういうような意味におきまして、現在私どもは全面的に見ましたときに、食糧制度の運営等においては極めて健全だということに思いますけれども、そういったことにつきまして、先ほどのような趣旨に基づいて通達を出させていただいたわけでございます。この場合の考え方は、またさらに詳しく申し上げる必要はございませんけれども、一つはやはり不正規流通というところまき方よりも、正規の流通で集荷するというようなことが第一点であろうと思っております。

それから第二点は、この制度にかかわる人たちが、単に行政当局としての食糧庁のみならず、実際にこれに参与しておられる流通業者の方々とかあるいは生産者の方々とか、そういった方々とトータルの対応というのが必要であろうということも、一番重要な点だということに考えておるわけでございます。そして、そういった点は、この通達の前文のところでも書かせていただいておりますのでござい

ます。私どもといたしましては、現在の不正規流通をこのまま放置しておくということではできない。食糧管理制度そのものに対する国民の不信を招かないためにも、この不正規流通対策というものを展開していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○橋本孝一郎君 この問題は、これからの設置される自由米市場との関連もありますから、余り突っ込んだ質問は省略しますけれども、いずれにしても消費者の立場にすれば、おいしい良質米が欲しいという強い希望というものは、これは消すことができないわけです。それに対する生産というところも、これもなかなか抑えることができない。それを一つの物差しで抑え込もうとするところに無理があるのであって、食糧そのものの是非の問題が私はそこに来ておると思っております。いわゆる消費者志向というものの考え方へ。この問題は別に

次に、過剰米処理について伺いたします。

先ほどのお答えでは現在、古米が百二十万トン、古々米が四十五万トン、トータル百六十七万トン。適正在庫が大体今までの程度が適正なのかどうかはわかりませんが、百万トンと言われている。既にオーバーしておる。しかも、こ

れからの減反政策が据え置かれていく、需要の拡大はそう望めない、むしろ米離れが強い。そういう中で過剰米がもつと出るような気がするわけですね。その場合の処理をどうするのか。過去四十年代、五十年代、二回にわたって額にすれば約三兆円という膨大な税金がそこに使われた、いわば悪い言葉かもしれませんが、しりぬぐいのむだ遣いをされておるわけです。今後それが起こらないのか、その点についてお答え願いたいと思

います。○政府委員(浜口義廣君) この適正在庫の問題は、確かに水田農業確立対策の前期におきまして、政府米の持ち越し在庫の水準につきまして適正在庫を百万トン、それからその上限につきましては、新米と古米を混合して売るといった比率から百五十万トンであるというふうにしてきたわけでございます。今回は、先ほど御説明をいたしましたけれども、全体の一年の需要量が千三十三万トンでございますが、持ち越し在庫の直近の十月末は百四十七万トンということをお知らせしました。

(委員長退席、理事北修二君着席) この処理につきましては、先生御指摘のような古々米のものについては、別途対策の中で他用途米等の交換等々を図りながら対応していかなければなりません。残りの百二十万トンにつきましては、現在の新米とあわせて売却をし、安定的な供給を図っていくというふうに対応していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

この点につきましての現在の水準というのは、先生御指摘の、過去の二回の過剰米処理の段階、在庫が例えば四十年代におきましては七百万トン、それから第二次のときは六百万トンというふ

うに積み上がったわけでございますが、そういったような点と比較いたしますと、先ほどのような水準にほぼおさまっているということでございますので、通常の売却操作ということはいくことが出来るだろうというふうに考えているところでございます。

なお、四年後の後期対策の終わりの年の水準につきまして、需要の動向に左右されますけれども、大体百三十万トンから百四十五万トンというものが考えられるわけでございます。そういう意味では、第三次過剰というふうな危険性はないというふうに今の状況では見ているところでござい

ます。○橋本孝一郎君 そのように期待したいわけでありますが、自由米の今の売れ行きの勢いというものが、自由米の今の売れ行きの勢いというものが、そこには発生しておるわけですから、そういう憂いを国民の側から見ればやっぱり抱く危険性があるわけですね。問題は、そういうことが起こらないようにこれは本当に願うわけでありまして、さて、次に水産関係でお尋ねいたします。

流し網漁に関するところでありますが、現在行われております国連総会で、アメリカは流し網漁法について、南太平洋では即時禁止、それ以外でも九二年までには一時停止を実施するとの決議案を提出しているようでありまして、また新聞等によりまして、アメリカはもう既に、これに対する多くの支持票を集めておるようでありまして、もしそれが決議されれば水産業に与える影響は極めて大きいわけでありまして、我が国としては、それを遵守するという道義的な責任を負わなければならぬと思っておりますが、政府としてはどう対処していく方針なのか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 流し網に関する国連決議の問題につきましては、我が国といたしましては科学的根拠に基づきまして冷静な話し合いにより解決すべきである、こういうふうな考え方から、決議案の提出を見合わせるよう、私自身からも在京の米国大使あるいはニュージーランド大使に対

しまして書簡を出したり、また外務大臣からも申し入れを行うなど、再三にわたりまして、米国、ニュージーランド両政府に対して働きかけをいたしてまいりましたわけですが、去る十一月二日に、米国、ニュージーランド等は公海における流し網漁の即時停止、あるいは御案内の一定期間後のモラトリアムを求める決議案を提出したわけでありまして、このような動きに対して、我が国といたしましても、流し網の問題につきましては科学的な根拠に基づき対応すべきものである、このような観点に立ちました決議案を十一月二日に国連に提出いたしましたわけでございます。

現在、この二つの決議案につきまして一本化の努力を進めておるわけでございますが、あわせて国連加盟諸国に対して日本案に対する理解をできるだけ得るよう、今日努力をいたしておるところでございます。

○橋本孝一郎君 努力中ということで、結果は見なきやわらないわけですから、見通しまでもお聞きするのは無理かと思いますが、いずれにしても最悪の事態になれば、漁業者の立場を考えれば全面撤退というようにも起こりかねないと思います。また、あるいは漁船を減らすというような方法もとらなきやわらない。これは相当な漁業者に対してはダメージであります。そういう場合に対処する対処法というのは、今の段階で言うのは無理かも知れませんが、過去の事例等もあります。そういう問題についての御検討はあるのかどうか、まずお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘の国連におきまします決議につきましては、大臣からお答え申し上げたとおりでございますが、いずれにしましても私も、日本の立場を確保すべく最大限の努力をしておる最中でございます。したがって、この国連決議の帰趨、結果いかによってどうこうするということについては、この時点ではひとつ控えさせていただきますかと思ひます。でございますけれども、この問題と離れて一般論といたしまして、

御承知のとおり、流し網に限らず公海あるいは外国水域でかなり広範な国際漁業が展開をされておるわけでございます。これについて、いろいろな面で国際規制が強化される傾向が強まっております。

そういう情勢変化に対処して、我が国の国際漁業を減船問題を含めていかに再編成していくか、そういう課題が確かに私どもはあると考えております。従来からの実例等々を踏まえながら、そういった問題に対処する仕組みについて、何か明確にしていく必要があるのではないかと認識を持ちまして、私どもは現在検討を進めておるという状況でございます。

○橋本孝一郎君 次に、就労者、いわゆる外国人労働者の問題についてお尋ねをしたいと思います。遠洋漁業の現在の従事者というのが約八万五千二百人、ちょっと古いですが、三十年前のもう三分の一に減少しておる。これはいろいろな国際的な規制によつてそういうふうになつてきたと思うわけでありまして、これは全国的の五十一の水産高校を卒業した四千六百四十五人のうち、漁船に乗り組んだのはわずか四割の百八十六人、しかも遠洋漁船に乗り組んだのはさらにその半分以下の八十六人だけだということ、これも報道が出ております。

このような事情から、関係省庁と関係団体では、外国人船員の受け入れ方等を検討しているようでございますけれども、どのような状況になつておるのか。また、労働災害とか年金とか社会保障についても十分充実を図る必要がありますけれども、そういった面等もあわせて、どのような状況になつておるかをまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘ございましたように、遠洋漁業等に従事する労働力の不足問題がございまして、既に外国の二百海里内で操業します遠洋漁船等につきましては、外国への入漁条件として外国人、地元の労働者を雇入れなければ

いけないというふうな問題が実は出てきております。

したがって、そういった状況を踏まえて、国内におけるそういった労働力不足あるいは外国でのいろいろな条件ということ等も考えまして、遠洋漁船等についての外国人漁船員の受け入れ問題につきまして、実は大日本水産会をベースにしまして、雇用者側あるいは労働者側、労働者側を代表した形で全日本海員組合の関係者の方々に御参加をいただいております。そこで、研究会を従来から進めておたわけでございますが、先般、一定の条件下で受け入れることはやむを得ないという中間的な報告をいただいております。それを踏まえまして、日本人との、いわばミックスした形での乗船形態をとることになりまして、先生御指摘のようないろいろな問題もあるわけでございます。したがって、労使間におきまして協議会を設置して、そういった問題についてさらに細かく検討をしていこうという状況になつております。

私も、そういった協議会での御議論を踏まえて、行政サイドとしてどのような対応をすべきかということを検討してまいりたいと考えております。まして、研究会の中間報告、さらにはまた、ただいま申し上げました協議会での議論の経過を見守つて対処してまいりたいという状況でございます。

○橋本孝一郎君 人手不足、さらにまた高齢者対策というんでしょうか、船員の高齢化という問題も出てくるでしょうし、そういった面で長期的に見据えたひとつ対策をお願いしておきたいと思ひます。

(理事北修二君退席、委員長着席)
最後に、時間がありませんので、水産でTBTOですが、トリブチルすずオキサイド、奇形繁殖ハマチの発生などの一因というのは、このTBTOにあると言われているわけでありまして、これは、養殖用の網とかあるいは船底塗料の原料に使われるわけでありまして、そのための関係各省は

昨年からことしにかけて使用自粛を求めている通達を出しておると聞いております。さらに、このTBTOの製造と輸入を全面的に禁止するというのも近いうちに出されるように聞いておりますが、禁止ということになれば当然代替品というもの、あるいは転換品というものが必要になると思ふんですけれども、そのようなものの用意はあるのかどうか、最後にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘のとおり、船底塗料あるいは漁網の防腐剤として使われておりましたTBTOにつきまして、その毒性問題等がございまして、これを輸入あるいは製造の禁止というふうな方向で具体化をするという検討が進んでおりますことは事実でございます。そういった事態が現実のものになりますれば、当然のことながら代替品の確保を図つていかなければならないわけでございます。当面はTBTOを除きました有機すず化合物、さらにまた全くこれらとは違つた代替品を確保していくということでも十分対処できるであろうと。ただ、長期的にはこの有機すず化合物以外の代替品あるいは代替方法というものを開発していかなければいけないだろうということ、私どもいろいろな努力をしておるところでございます。

○橋本孝一郎君 林業関係も相当質問書を出してあつたんですが、時間がございませぬので、林野庁長官、申しわけないですが次回に譲りたいと思ひます。

終ります。

○横溝克己君 それでは、引き続きまして漁業について御質問申し上げます。
最近、特に太平洋あるいは日本海、あといろいろ漁業についての問題点が多いわけでございますが、例えば日本海側を見ましても韓国の沿岸まで今漁区になつていて、こういうこともございまして、この間あたり竹島付近で拿捕が起つた、こういうことでもございまして、この辺の実情はどうなつていますか。また、トラブル防止のためにどのような指導をされていられるんでしょうか、お伺い

いたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 日本海におきま、いわば韓国あるいは日本の漁業展開でござい、御承知のとおり韓国と対面をしております日本海域につきましては、日韓双方ともいわず二百里をいっております。したがって、両国の領海の外の海が全部公海になっておりまして、原則的にはそこで双方の国の船が自由に漁業を営める状況に相なっております。御承知のとおり、日韓漁業協定を締結してござい、これに基づきまして、双方の取り締まりを円滑に進めていくために自主規制の合意を行っております。かつまた、その中でそれぞれの国の漁業規制を的確に行っていく約束をしてござい、その中で日本海における日韓の間の漁業調整が行われておる、こういう状況でござい。

ただ、御指摘のとおり、そういう協定あるいは合意があるにもかかわらず、往々にしてそういった約束に違反した漁業が展開される、あるいはまた、日本海には御承知のとおり、日韓の間で大変微妙な外交問題になっております竹島の領有問題がござい。

先生御指摘のありました事件といたしまして、去る十一月十五日に、竹島周辺で操業をしておりました我が国のスワイガニの漁船が、拿捕され、連行されたという事件があったことも事実でござい。私も直ちに、このような行為は我が方の権益を不当に侵すものであるということで、即時釈放を求めまして、拿捕されました翌日に釈放をされております。ただ、さらにまた、事情を調査の上この拿捕連行行為が、我が国の竹島領有権を侵す不当なものであるという旨を在外、ソウルにありますが我が方の公館を通じて、先方に抗議をしたという経緯がござい。

○横溝克己君 そういうようなことで、大分漁区が入りまじっているというようなことが一つござい。それからもう一つありますのは、日本の場合に

は、資源保護のためにいろいろ漁期を制限したりしている、その間韓国側が出てきて漁獲をする、そういうのでは日本側の努力もむだになるのではないかと、一方においては、いろいろな韓国側との交渉がちょっと古いのではないかと、そういうことも聞いておるんですが、その辺の実情はどうなっているんでございしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 先ほども申し上げましたとおり、日本と韓国の間における、日本海における双方の操業秩序の維持の問題については、基本的には日韓漁業協定があるわけでござい、これが並行いたしまして、御承知のとおり、双方の取り締まりを円滑、適正に実施するために、自主規制に関する合意を取り結んでおります。この自主規制の最も新しいものは、一昨年の秋から年末にかけて双方で協議をいたしまして、新しい合意をつくりまして、昨年の一月一日から現在実施をしております自主規制に関する合意が実行をされておるわけでござい。

この中で、双方の操業上何といいますが、調整を要する問題として、例えば底びき網漁業につきましては、これを禁止する区域というものを具体的に設定しております。それで、その中ではやらないとか、あるいはまた、一定の期間を決めてこの水域では底びき網漁業をやらないということとを双方で合意をしております。それからまた、イカ釣り漁業についても同じように、その漁業を韓国側が行わないというふうな地域を明確に決めて、それに従って双方が取り締まりを的確にやっております。そういう約束をしておるわけでござい、残念ながら、六十三年の一月一日からこの合意を実施しておりますが、実はソウル・オリンピックが終りましてことしに入りましてから、この合意について、事実上韓国の漁民がこの約束を破るような事情が少し多発をいたしました。したがって、私ども、韓国政府にいろいろな機会を通じて注意喚起をする、取り締まりに当たる担当者レベルあるいはまた、行政部局のレベルで数回にわたりまして接触をいたしまして、この自主規

制に関する合意違反の事実を先方に強く是正方を申し入れております。韓国側も、我が方の申し入れに応じまして、この違反の事態について遺憾の意を表明すると同時に、韓国側の取り締まりを強化するためにいろいろな手段を講じてつづけております。ごく最近におきましては、この自主規制に関する合意内容の遵守状況がやや改善をされておりますけれども、なお根絶をされておらないという状況にござい、私ども、今月の半ばにも実務者レベルでの協議を予定しておりますので、その席におきまして、御指摘のような事態というものも十分に先方に伝えると同時に、さらに取り締まりの実効性を確保すべく十分な要請をしましてまいりたいというふうに考えておるところでござい。

○横溝克己君 わかりました。

それでは、最近人が足りないということを盛んに言われております。現実に乗組員が不足して操業できないという例もありませんが、これは漁業に限ったことだけではござい、先ほどもちょっと御質問がありましたけれども、相当本能的にいろいろ考えないとなかなか難しいのではないかと、この点に對して、労働者不足といいますが、労働者不足に對してどのような総合的な考えをお持ちでございしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 漁業に限ったわけではござい、先ほども、経済の一般的な発展に伴いまして各産業分野で労働力不足が言われておるわけでござい。その中で漁業をめぐって状況をみますと、一つには国際漁業規制の強化に伴って、操業自体が非常に難しくなっているというふうな問題、それからまた、従来漁業の労働力確保の一つのついでになっておりました陸上産業に比べて、比較的優位な就業条件が用意されておったものが、他産業の発展に伴いましてその格差が縮小してきておる、いわば人が集めにくくなっているというふうな傾向がござい、全体として就業業者数が減少するあるいは高齢化するという現象

が起こっております。

こういった傾向が今後どういうふうに進んでいくかということ、経済がどうなるか、あるいは先ほど申し上げました遠洋漁業そのものが、今後国際規制の強化の中でどう推移していくかということ、非常に流動的な面がござい、私ども、なかなか断定的に見通しは得にくいわけでござい、ある程度労働就業業者数の減少は避け得ないであろうというふうに考えておるわけでござい。

御承知のとおり、遠洋漁業あるいは沖合漁業あるいは沿岸漁業という形態別に、いろいろ違った労働力事情にあるわけでござい、例えば減船に伴って生ずる離職者等について、他の漁業種類に従事するように転換を図るための再訓練と申しますか、そういうふうな対応策、さらにまた、沿岸漁業について申し上げますれば、改良普及事業でありまして、あるいは省力漁業の漁業技術の普及というふうなことで対応しております。御承知のとおり、基本的には漁業自体が労働力を十分確保できるような、魅力ある産業として構築をしていくことが基本的に重要であるというふうに考えておるわけで、先ほど申し上げました直接的な漁業種類間の労働力移動、あるいはまた若年、新しい労働力に對していろいろな指導を行うと同時に、漁業全体として労働力を吸収できるように、経営の安定を図っていくための関連施策というものを全般的に強化していくというところが基本ではなからうかというふうに考えておる次第でござい。

○横溝克己君 漁業の自由化とかあるいは輸入品が非常に多くなったとか、労働者の不足とかいろいろ問題がありますが、大手の業者はいろいろ船を大型化して個室を設けるとか、あるいは装備の自動化、近代化といいますが、中には人集めのために交代時期は、家族を呼んでハワイで生活させる、いろいろなことを盛んに始めたり計画しているようですが、小さな業者あるいは零細業者、こう

いったところは非常に問題が多いのではないかと
思うのです。

最近、漁港の整備がだんだんとされてきてい
るんですが、実際には仲買の人も来ないので市場も
立たないというようなこともありますし、一種の
過疎化みたいなものもどんどん進んでいるのでは
ないかと思うんですが、しかし地方漁村としては
非常に活性化が必要である。こういう要求もある
んですが、この辺の小さな業者の存続あるいは発
展のためにどんなような対策を考えられているん
でしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 先ほど申し上げまし
たとおり、遠洋、沖合、沿岸という各ディメンショ
ンにわたって日本の漁業、いろんな問題を抱
えておるわけでございますが、私も、沿岸漁業
の振興を図っていく場合に、やはり基本になりま
すのは、個々の経営体の強化ということもござい
ますけれども、沿岸漁業者で組織されております
漁業協同組合のいろんな機能というものを強化し
ていくことが、一つの大きな課題ではなからうか
というふうに考えております。

またあわせて、先生からお話でございますよ
うに、漁村そのものの、地域としての活性を維持
していくということが大変大切なことであるとい
うふうに考えておりました。そういう観点から、
沿岸漁業に関連をします漁港の整備あるいは栽培
漁業等の振興、さらにはまた、地域活性化のため
の各般の対策を講じておるところでございます。
また協同組合の機能強化につきましても、従
来からいろんな手だてを講じておりましたけれど
も、合併の促進、さらには経営基盤の強化のため
のてこ入れ策というふうなものを総合的に実施を
してまいりたいというふうに考えておるところで
ございます。

○横溝克己君 もう一つ、最後にお伺いしたいん
ですが、漁業関係者にとっては漁獲物の価格の安
定といいますが、これが非常に要求されるのでござ
います。価格変動も大変大きいということござ
います。サンマなどは出漁調節などが行われ

ておりますし、最近輸入物も大変よくなりまして、
私の聞いたところでは、ジブラルタルあたりで
買っているマグロは、冷蔵で一日半でも市場に
かかってくる、日本の漁船が近海でとって冷凍し
てくるのはかなわない、そういうようなことも行
われておるようでございます。こういうこともあ
るんですが、価格安定の対策というのはどのよう
にとつておられるんでしょうか。一番最後に質問
いたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 漁業経営の安定を図る
上で、漁獲した魚の価格の安定を図っていくとい
うことは、大変基本的な課題であるというふうに
私も考えております。全般的に見ますと、こ
こ数年來比較的需要も着実に伸びておるとい
う事柄もございまして、魚価全体としては、比較的安
定的に推移しているのではないかとこのように判
断をしております。ただ、御指摘ございましたよ
うに、ことしの漁期を見ますと、イカ、サンマが
マーケットの状態に比べて漁獲量が非常に多かつ
たということもございまして、この秋の状態を見
ますと大変暴落をしております。やはり需要の動
向に即した供給の安定ということが必要な条件で
ございますので、マーケットの状況に応じて必要
があれば生産調整も進めていく必要がある場合が
多いのではないかと思います。

また、直接的な生産調整が効果を持つ前に、い
わば余剰な生産物を市場から一時隔離をするため
の調整保管というふうな手段も用意して、一部実
行をしております。ただ、やはりあくまでもこれ
は一時的な措置でございまして、調整保管された
ものも最終的には新たに生産されたものとあわせ
て市場で消化をされていかなければいけない。そ
の在庫あるいは新しく生産されたものをあわせて
マーケットの状態に合わせていく、そのことを通
じて価格を一定のレベルに保持安定させていくと
いうことが基本的に重要なことであらう、そのた
めの努力というものは、今後とも私も関係生産
者とも相談をして続けていかなければいけないと
いうふうに考えております。

○横溝克己君 ありがとうございます。
質問終わります。

○委員長(仲川幸男君) 本調査に関する本日の質
疑はこの程度といたします。

○委員長(仲川幸男君) 農林漁業団体職員共済組
合法等の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鹿
野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) 農林漁業団体職員共済
組合法等の一部を改正する法律案につきまして、
その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げ
ます。

この法律案は、公的年金制度の一元化へ向けて
の条件整備の一環として、他の共済年金各制度と
同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、
農林漁業団体の役員等の老後保障等の充実に資す
るよう給付の改善を図る等所要の措置を講じよう
とするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合制度に基づ
き給付する年金につきましては、平成元年十月か
ら、標準給付の再評価、定額単価の引き上げ等を
行うことにより、その給付水準を引き上げること
といたしております。

第二に、本制度による年金額の物価スライドに
つきましては、最近における消費者物価の安定的
推移等にかんがみ、これを平成二年度から完全自
動物価スライド制に改めることといたしております。

第五に、平成元年度における年金額につきまし
ては、物価スライドの特例措置として、昭和六十
三年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、
四月分以後の年金額を改定することといたしてお
ります。

最後に、今回の制度改正の施行期日につきまし
ては、平成元年度における物価スライドの特例措
置は公布の日と、その他の措置は平成元年十月一
日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 次に、補足説明を聴取い
たします。塩飽経済局長。

○政府委員(塩飽二郎君) 農林漁業団体職員共済
組合法等の一部を改正する法律案につきまして、
その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきまし
ては、既に提案理由説明において申し述べました
ので、以下その内容につき、若干補足させていた
だきます。

第一は、年金の給付水準の引き上げについてで
あります。

年金額のうち給付比例部分につきましては、そ
の算定の基礎となる標準給付の月額を再評価する
ことといたしております。この場合、再評価率と
いたしましては、すべての被用者年金制度におけ
る組合員及び被保険者の給与の上昇率を勘案した
率を用いることといたしております。

年金額の改定につきましては、消費者物価の変動率が5%を超えた場合に限り、政令により、自動的に行うこととなっておりますが、最近における消費者物価の安定的推移等にかんがみ、平成二年四月分以後、消費者物価の変動率を基準として、政令により、自動的に年金額の改定を行うことといたしております。

第三は、組合員である間の年金の支給の改善についてであります。

組合員である間の年金の支給割合につきましては、その組合員の標準給与の等級の高低に応じて、二割、五割及び八割の三段階となっており、よりきめ細かな給付対応を行うため、二割、三・五割、五割、六・五割及び八割の五段階に改めることといたしております。

第四は、年金の支給期月の変更についてであります。

年金の支給期月につきましては、二月、五月、八月及び十一月の年四期となっておりますが、受給者の便宜を考慮して、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六期に改めることといたしております。

第五は、平成元年度における物価スライドの特例措置についてであります。

平成元年度におきましても、一昨年度及び昨年度に引き続き、年金額の実質的価値を維持するため、特例として昭和六十三年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、年金額の改定を行うことといたしております。

なお、本改定措置は、平成元年四月分から九月分までについて行われるものであり、同年十月分からは、先に申し述べました給付水準の引き上げを行うことになっております。また、平成二年四月分からは、先に申しました完全自動物価スライド制により、年金額の自動改定を行うこととしております。

以上のほか、標準給与の等級の上限を従来の四十七万円までの二十八等級から五十三万円までの三十等級に改めること、農林漁業団体職員共済組

合の余裕金運用の具体的方法を政令に委任すること等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(仲川幸男君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員笹山登生君から説明を聴取いたします。笹山君。

○衆議院議員(笹山登生君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正事項は、

一 在職支給の年金の支給割合について、原案の五段階を七段階(二割、三割、四割、五割、六割、七割、八割)に改めること。

二 平成元年度における物価スライドの特例に関する規定を削ること。

三 原案において「平成元年十月一日」と定められていた施行期日を「公布の日」に改めるとともに、年金の支給期月の改定に関する規定の施行期日を「平成二年二月一日」に改めること。

四 標準給与の再評価、定額単価の引き上げ等の給付の改善については、これを「平成元年四月一日」に遡及して適用すること。

五 標準給与の等級の上限の引き上げ、在職支給の年金の支給割合の変更については、これを「この法律の施行の日」の属する月の初日」から適用すること。

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

以上が、衆議院農林水産委員会において修正を加えた点であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正

第二十八級 四七〇、〇〇〇円 四五五、〇〇〇円以上

第二十九級 五〇〇、〇〇〇円 四五五、〇〇〇円以上

第三十級 五三〇、〇〇〇円 四八五、〇〇〇円未満

改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項」に、「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第二十三条第四項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第三十八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第四十二条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第四項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百二十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第四十三条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「当該障害共済年金の給付事由に係る障害に因りて国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の二級又は三級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害共済年金の給付事由に係る障害に因る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以

正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第二十条第一項の表中

を

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

し書の規定により併合された障害の程度に応

附則第八條第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十四條第一項中「及び第四十一條」を「第四十一條、第四十四條第二項、第四十五

は当該法律に規定する標準報酬の月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額）とし、国民年金法第五条第

日が昭和十七年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五号中「又は総理府において作

附則第八條を次のように改める。

附則第十五條第一項中「第五項及び第六項」

四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五

五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下

め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「

附則第二十六條第一號中「附則第八條又は

附則第三十條第一項第一號中「四十九萬二千

213

同項第二号中「年額を」を「年額に新共済法附

一六十二万四千七百二十円

準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政

附則第三十八條第一號中「四十九萬二千円」

二 遺族である子が一人以上いる場合 二七

る場合を除く。）十二万八千円

[illegible]

附則別表第四中「附則第八條、第十六條」を

第三条 昭和六十二年度及び昭和六十三年度にお

第一条第一項中「二の項及び第三条第一項に

中「第四条第二項」の下に「及び第六条第二項

基準として、平成元年四月分以後の当該年全

定の措置は、政令で定める。

[illegible]

濟法による年金である給付について準用す

(施行期日○)

は、公布の日から施行する。

に附則第十八条の規定並びに第二条の規定による改正後の農

四十五條の三第一項の規定、改正後の昭和六十年改正法附則

(標準給与に関する経過措置)

1

定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第八項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定された者であつて、同月の標準給与の月額が四十七万円であるもの（当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第一條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第二十條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

（年金である給付の額に関する経過措置）

第三條 平成元年九月分以前の月分の農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付の額及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七十七号）附則第四十五條第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四條 前二條に定めるもののほか、年金である給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入反対に関する請願（第二九四二号）
（第二九四三号）（第二九四四号）（第二九四五号）（第二九四六号）（第二九四七号）（第二九四八号）（第二九四九号）（第二九五〇号）（第二九五一号）（第二九五二号）（第二九五三号）（第二九五四号）（第二九五五号）

一、中山間地域農山村の農業振興に関する請願（第三二〇四号）
一、「日本の森林の復元に係る請願」の実現

に関する請願（第三二〇五号）

一、中山間地域農山村の農業振興に関する請願（第三二一五号）

一、「日本の森林の復元に係る請願」の実現に関する請願（第三二一六号）

一、中山間地域農山村の農業振興に関する請願（第三二六九号）

一、「日本の森林の復元に係る請願」の実現に関する請願（第三二七〇号）

第二九四二号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡金成町沢内畑一
一七ノ三 渡辺幸子 外二百三十
四名

紹介議員 林 紀子君
さきの参議院選挙では各党とも米の輸入自由化反対を公約し、国民はこれに期待し注目している。ところが、政府・財界などは「もはや一粒の米の輸入も許さない」というのは国際常識では通らない。「余り頑強に反対すると元も子もなくなる。さきのガット（十二品目）がそのいい例だ。」などと言って、「少しぐらい（三十万トン）の輸入はしても、これは自由化ではない。」と逃げ道を用意した言い方をしている。たとえ三十万トンといえども、わずかの輸入でも認めれば、それが自由化への突破口になることは、これまでの十二品目、牛肉、オレンジの自由化の経過を見ても明らかである。しかも、政府は国民の主食である米についての国の責任を放棄し、食糧制度の解体をもくろみ、自由化への地ならしを進めている。今、穀物自給率三十％、食糧全体のカロリー換算で四十九％の自給率の我が国で、もし米の輸入が始まったら、どこまで自給率が低下するか分からない。米の輸入は、日本の水田農業を始め農業の全面崩壊につながる。このことは、国民の食糧と健康、民族の自立、国の立権にかかわり、地域経済の崩壊、国土保全機能の喪失ばかりか、民族の文化の破壊にもかかわる重大な問題である。ついて

は、次の事項について実現を図りたい。

一、米の輸入は絶対に行わないこと。

第二九四三号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県桃生郡河南町北村字久米田
八八ノ二一 吉田卓 外百六十名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四四号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県桃生郡河南町北村字大番所
二二名久井正一 外百六十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四五号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町字大林要害三
八ノ一 高橋泰子 外百六十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四六号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町字大林要害八
五 金子克則 外百六十名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四七号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町字川南中ノ目
六六 菅原俊恵 外百六十名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四八号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願

請願者 宮城県栗原郡若柳町字川南中ノ目
一八 佐藤守 外百六十名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九四九号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町字川北堤下五
七ノ一 佐藤勝久 外百六十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五〇号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町字下畑岡三
二 小池義一 外百六十名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五一号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町八木東一〇ノ
一 早坂重美 外百六十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五二号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡金成町有馬字有壁本
町 菅原剛 外百六十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五三号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願
請願者 宮城県栗原郡金成町上町東裏四二
菅原よしの 外百六十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五四号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願

請願者 宮城県栗原郡金成町宇台畑一四

小野寺直治 外百六十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第二九五五号 平成元年十一月十八日受理

米の輸入反対に関する請願

請願者 宮城県栗原郡金成町姉歯字中沢前

一二七 菅原健 外百六十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九四二号と同じである。

第三二〇四号 平成元年十一月二十二日受理

中山間地域農山村の農業振興に関する請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇 小

林信一

紹介議員 小山 一平君

我が国農業は、農産物の自由化の実施など、国際化の進展や国内農産物価格の低迷等極めて厳しい状況となっている。特に、中山間地域の農山村を多く抱える長野県の農業を取り巻く環境は、過疎化や高齢化が進行し、農業の担い手の減少、農業基盤や農村環境整備の立ち後れ、低生産性等、ますます弱体化している。しかしながら、これら中山間地域農山村にあつては、農業は最も重要な基幹産業であり、その振興は地域社会の存続にもかかわる重要な課題である。ついで、これら中山間地域の農業振興のため、生産基盤整備、農村環境整備等の施策の充実・強化を図りたい。

第三二〇五号 平成元年十一月二十二日受理

「日本の森林の復元に関する請願」の実現に関する請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇 小

林信一

紹介議員 小山 一平君

近年、熱帯林の減少、砂漠化の進行、酸性雨被害等荒廃していく森林に対する関心が高まっている。一方、我が国は木材の大量消費国にもかかわらず、国内の森林においては、林業の経済的基盤の悪化から、投資が手控えられ、保育・間伐作業の遅れ等による荒廃が進んでいる。また、国有林野事業についても、財政が悪化し、多額の累積債務を抱える中で、自主的改善努力を進めてはいるが、財政再建の見通しは困難であるばかりでなく、森林の荒廃が更に進行し、国有林としての本来の使命を果たし得なくなるものと危ぶまれている。このような状況を憂い、全国で国会請願署名が取り組まれた結果、平成元年四月、日本の森林の復元に関する請願が国会に提出され、衆・参両院本会議において採択されたところである。ついで、本請願の実現に努め、特に次の事項について実現を図りたい。

一、国有林野事業について、責任ある森林づくりをしていくため、機構の充実、要員の確保に努め、再建のための特別な財政措置を講ずること。

二、山村地域での林業の活性化を図るため、林業労働者の確保に努める等の施策を講ずること。

第三二二五号 平成元年十一月二十二日受理

中山間地域農山村の農業振興に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二二六号 平成元年十一月二十二日受理

「日本の森林の復元に関する請願」の実現に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三二〇五号と同じである。

第三二六九号 平成元年十一月二十二日受理

中山間地域農山村の農業振興に関する請願

請願者 長野県須坂市大字仁礼二、七三三

田中英一郎

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二七〇号 平成元年十一月二十二日受理

「日本の森林の復元に関する請願」の実現に関する請願

請願者 長野県須坂市大字仁礼二、七三三

田中英一郎

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三二〇五号と同じである。

第一号中正誤

ページ 段行 誤 正
ハ一 三 予算案 予算
ニ 二 いたし いたして
ニ 一 総耕作地 不耕作地

第三号中正誤

ページ 段行 誤 正
二 二 主体制 主体性
二 一 森野庁 林野庁
二 四 実態 実態
二 九 切り土工 切り土工
二 〇 土工 土工